

**令和2年度浄化槽整備事業の進捗状況評価
に関する調査検討業務
報告書**

令和3年3月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の未普及解消に向けては、平成 26 年 1 月、汚水処理を所管する 3 省（国交省、農水省、環境省）で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、汚水処理施設の中期（10 年程度）での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、平成 30 年度末現在で未だ約 1,100 万人が汚水処理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部を中心に残っている。そうした汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる浄化槽への期待は高まっている。

平成 30 年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」（以下、「廃棄物処理施設整備計画」という。）の目標では、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量が掲げられ、浄化槽整備の進捗評価・分析が求められている。目標達成に向けた重要施策として、浄化槽市町村整備推進事業等の推進や、適切な使用料金徴収等による持続可能な事業経営、浄化槽台帳について単独処理浄化槽の転換や合併処理浄化槽の管理の向上に活かすこと等が位置付けられており、これらの施策の着実な実施を促す必要がある。

さらには令和元年 6 月には浄化槽法の一部を改正する法律（以下、「改正浄化槽法」という。）が公布され、一層の浄化槽整備促進に向けた施策ツールが具備されたところであり、その活用による整備進捗状況についても評価・分析を行い施策の PDCA を回すことが求められている。

そこで本業務は、「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、浄化槽に関する整備状況の進捗評価を行うとともに、改正浄化槽法に基づく汚水処理サービスの一層の充実に向けた方策の検討を行うことを目的として実施した。

目次

1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析	1
1.1 重点目標指標に係る評価・分析	1
1.2 改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析	15
2. 浄化槽の整備促進策に関する調査検討	44
2.1 事例調査	44
2.2 進捗状況評価結果と事例調査結果に基づく整備促進策の検討	45
3. まとめと今後の課題	57
3.1 本業務の概要	57
3.2 今後の課題	57

表目次

表 1-1	浄化槽普及人口及び浄化槽普及率	2
表 1-2	合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合	4
表 1-3	コミプラ処理人口の除外の有無による浄化槽普及率の比較結果	5
表 1-4	先進的省エネ型浄化槽の CO2 排出削減量に係る目標（概要）	6
表 1-5	先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数	7
表 1-6	先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況	8
表 1-7	中大型浄化槽の新設基数	10
表 1-8	先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（実績値に基づく評価）	11
表 1-9	先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（推計値に基づく評価）	13
表 1-10	浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果	19
表 1-11	令和元年度末時点の市町村設置型に係る事業実施状況	20
表 1-12	浄化槽の休止に関する取り扱いを規定している自治体	23
表 1-13	浄化槽台帳の更新に関する状況	26
表 1-14	各自治体における協議会の取組状況	30
表 1-15	浄化槽管理士に対する研修機会の確保の状況	37
表 2-1	事例調査概要	44
表 2-2	地方公営企業の年間使用料・維持管理費用の設定に係る分布	51
表 2-3	維持管理（保守点検、清掃、検査）に係る費用の例	51
表 2-4	浄化槽保守点検業・清掃業における人件費の変化	52
表 2-5	公共浄化槽事業における機材交換・補修費	53
表 2-6	浄化槽の長寿命化による効果	56

目次

図 1-1	浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合の平成 27 年度末以降の推移	4
図 1-2	CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移	12
図 1-3	CO ₂ 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移	14
図 1-4	特定既存単独処理浄化槽に係る措置についての調査票案	16
図 1-5	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）	17
図 1-6	浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）	18
図 1-7	浄化槽処理促進区域の指定状況	18
図 1-8	浄化槽の休止に関する取り扱い状況についての調査票	22
図 1-9	浄化槽台帳の整備状況調査票（都道府県向け）	25
図 1-10	法定協議会の整備状況調査票（市町村向け）	28
図 1-11	浄化槽管理士に対する研修機会の確保調査票	36
図 2-1	法適用事業 全体収入構成と分布	46
図 2-2	法非適用事業 全体収入構成と分布	46
図 2-3	浄化槽事業全体の有収水量と対象基数の変遷	47
図 2-4	有収水量・対象基数と使用料収入の変遷	47
図 2-5	市町村設置型の浄化槽事業全体の支出の内訳	48
図 2-6	汚水処理原価内訳の変遷（浄化槽市町村設置型）	48
図 2-7	維持管理費に対する使用料収入の比率（法適用事業、n=36）	49
図 2-8	維持管理費に対する使用料収入の比率（法非適用企業、n=243）	50
図 2-9	対象基数の増減と 1 基あたり維持管理費の増減	52
図 2-10	家庭向け電力料金単価の推移	54
図 2-11	公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）の経過年数分布	55

■ 業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社
業務責任者：サステナビリティ事業部 三堀純
統括責任者：サステナビリティ事業部 部長 宮原紀壽

■ スケジュール

本業務は令和2年4月1日～令和3年3月26日の間、以下に示すスケジュールにて実施した。

- 1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析
 - 1.1 重点目標指標に係る評価・分析
 - ◇ 令和2年8月～令和3年2月
 - 1.2 改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析
 - ◇ 令和2年4月～令和3年2月
- 2. 浄化槽の整備促進策に関する調査検討
 - 2.1 事例調査
 - ◇ 令和2年4月～令和3年2月
 - 2.2 進捗状況評価結果と事例調査結果に基づく整備促進策の検討
 - ◇ 令和2年4月～令和3年2月

1. 浄化槽整備状況等の現状把握・分析

「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO2 排出削減量、の3つの指標について、評価・分析手法を整理したうえで、最新データの収集を行い、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び重要施策について、その進捗状況評価を行った。

1.1 重点目標指標に係る評価・分析

平成30年6月に閣議決定された平成30(2018)～平成34(2022)年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画では、以下のとおり3つの重点目標を示している。

<p>3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要</p> <p>○目標</p> <p>し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。</p> <p>○指標</p> <ul style="list-style-type: none">・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53% (平成29(2017)年度見込み) →70% (2022年度)・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合 62% (平成29(2017)年度見込み) →76% (2022年度)・先進的省エネ型浄化槽の導入によるCO2 排出削減量 5万トンCO2 (平成29(2017)年度見込み) →12万トンCO2 (2022年度) <p>○補助指標</p> <ul style="list-style-type: none">・先進的省エネ型浄化槽導入基数 家庭用17万基、中・大型7千基 (平成29(2017)年度見込み) →家庭用42万基、中・大型18千基 (平成34(2022)年度)

出所)「廃棄物処理施設整備計画」(平成30年6月19日閣議決定)より浄化槽関連部分を抜粋

1.1.1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

(1) 概要

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道や農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、廃棄物処理施設整備計画において令和4(2022)年度までに浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(以下、「浄化槽普及率」という。)を70%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率との比較を行った。

なお、浄化槽普及人口調査結果より算出した平成29年度末時点の浄化槽普及率は53.6%であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、一年度で3.28ポイントの増加が必要となる。

(2) 算出方法

過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率の算出については、平成 27 年度以降の「浄化槽普及人口調査」（平成 28 年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」）のローデータより各年度における浄化槽整備区域内の処理人口を抽出し、数値を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しは随時行われるが、計画策定時点においては平成 29 年度時点の区域における整備を目標としている。これに準じ、平成 29 年度末から令和元年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる人口増減を「浄化槽普及人口調査」により把握し、令和元年度時点の人口から除して算出した。算出にあたって用いた計算式は以下のとおりである。

- 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内の浄化槽普及率
＝ 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口(A)
÷ 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内全人口(B)
 - A：令和元年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口
＝ 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口 － 平成 29 年度末から令和元年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口増減
 - B：令和元年度末時点の浄化槽整備区域内全人口
＝ 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内全人口 － 平成 29 年度末から令和元年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全人口増減

(3) 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率は下表のとおりである。浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は、令和元年度末時点で 56.04% であり、前年度比で 1.25 ポイント増加した。

表 1-1 浄化槽普及人口及び浄化槽普及率

年度	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率
令和元(2019)年度	6,770,839 人	12,081,076 人	56.04%
平成 30(2018)年度	6,716,772 人	12,259,963 人	54.79%
平成 29(2017)年度	6,654,645 人	12,416,489 人	53.60%
平成 28(2016)年度	6,447,069 人	12,366,122 人	52.13%
平成 27(2015)年度	6,802,607 人	13,406,054 人	50.74%

注) 浄化槽普及率＝浄化槽整備区域内浄化槽普及人口／浄化槽整備区域内全人口
出所) 浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ集計

1.1.3 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

(1) 概要

廃棄物処理施設整備計画は、令和4(2022)年度までに浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を76%まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数及び基数割合との比較を行った。なお、平成29年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数割合は64.5%であり、等しい速度で整備を進め目標に達成する前提とした場合、一年度で2.3ポイントの増加が必要となる。

(2) 算出方法

平成27年度以降の「浄化槽普及人口調査」(平成28年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」)のローデータより、各年度における浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数及び単独処理浄化槽基数を抽出し、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数に占める合併処理浄化槽基数で示される合併処理浄化槽の基数割合を算出した。また、浄化槽整備区域の見直しによる増減については、浄化槽整備区域内浄化槽普及率の算出方法と同じく、令和元年度末時点の基数から、平成29年度末から令和元年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる増減の和を除いて算出した。算出にあたって用いた計算式は以下のとおりである。

- 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
= 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数(A)
÷ 令和元年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数(B)
- A：令和元年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数
= 令和元年末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数 - 平成29年度末から令和元年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数増減
- B：令和元年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数
= 令和元年末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数 - 平成29年度末から令和元年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全浄化槽の基数増減

(3) 算出結果

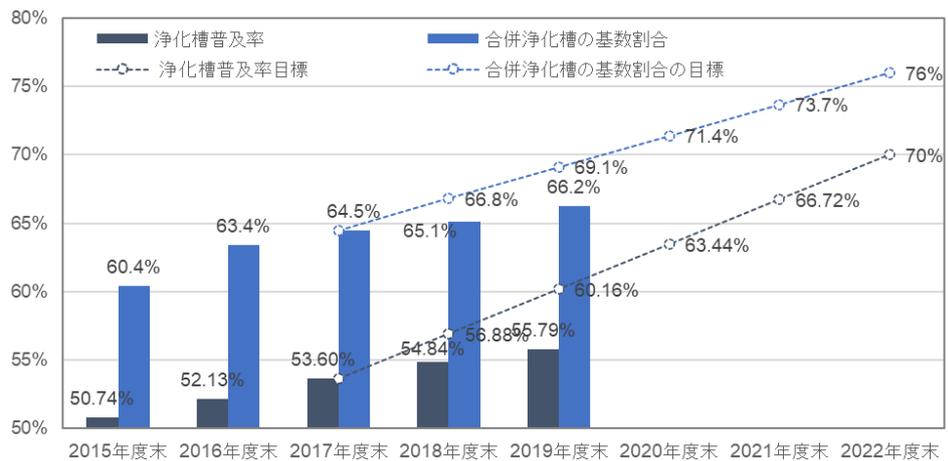
算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び合併処理浄化槽の基数割合は以下のとおりである。算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の割合は66.2%であり、前年度比で1.1ポイント増加した。

表 1-2 合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合

年 度	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 単独処理浄化槽基数	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽の基数割合
令和元（2019）年度	2,006,596 基	1,022,377 基	66.2%
平成 30（2018）年度	1,948,661 基	1,044,639 基	65.1%
平成 29（2017）年度	1,912,271 基	1,052,770 基	64.5%
平成 28（2016）年度	1,839,950 基	1,061,687 基	63.4%
平成 27（2015）年度	1,832,067 基	1,199,649 基	60.4%

注）合併処理浄化槽の基数割合＝合併処理浄化槽基数／（合併処理浄化槽基数＋単独処理浄化槽基数）
出所）浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ集計

浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合について、平成 27（2015）年度末以降の推移を下図に示す。令和元年度までの 5 か年度において、浄化槽普及率については年平均 1.1 ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年度により異なるものの年平均 1.5 ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均 2 ポイント以上の増加には至っていない。



年 度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
浄化槽普及率	50.74%	52.13%	53.60%	54.79%	56.04%			
(目標)			53.60%	56.88%	60.16%	63.44%	66.72%	70%
合併浄化槽基数割合	60.4%	63.4%	64.5%	65.1%	66.2%			
(目標)			64.5%	66.8%	69.1%	71.4%	73.7%	76%

図 1-1 浄化槽普及率及び合併浄化槽の基数割合の平成 27 年度末以降の推移

出所）浄化槽普及人口調査結果よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ集計

1.1.4 コミプラ処理人口を考慮した場合の進捗状況

(1) 概要

浄化槽整備区域内の浄化槽普及率の母数は、「合併処理浄化槽処理人口」、「単独処理浄化槽処理人口」、「コミプラ処理人口」、「汲み取り便槽処理人口」、及び「その他（不明を含む）」を合計した浄化槽整備区域内の全人口としている。なお、コミプラとは、コミュニティ・プラント（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき地方公共団体が設置するし尿処理施設（集合処理））をいう。これに対し分子は「合併処理浄化槽処理人口」としており「コミプラ処理人口」を含まないが、コミプラ処理人口は汚水処理人口としてカウントされる。このため、浄化槽整備区域内の全人口からコミプラ処理人口を除外した値を浄化槽整備区域内の浄化槽普及率の母数とし、浄化槽整備区域内の全人口にコミプラ処理人口を含む場合の値と比較した。

なお、コミプラ処理人口の除外の有無による比較にあたっては、令和元年度末時点の浄化槽整備区域内のコミプラ処理人口と、平成 29 年度末から令和元年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内のコミプラ人口の増減を用いて算出を行った。

(2) コミプラ処理人口の除外の有無による浄化槽普及率の比較

コミプラ処理人口の除外の有無による浄化槽普及率の比較結果を下表に示す。コミプラ処理人口を除外して計算した値は、除外せず計算した値より大きくなった。

表 1-3 コミプラ処理人口の除外の有無による浄化槽普及率の比較結果

計算式	令和元年度末 浄化槽整備区域内 全人口(人)	令和元年度末 浄化槽整備区域内 浄化槽普及率
コミプラを含めて計算した場合 -①	12,081,076	56.04%
コミプラを含めず計算した場合 -②	12,135,933	55.79%
差 (①-②)	+54,857	-0.25 ポイント

処理人口は「浄化槽普及人口調査」結果を用いて計算しているものである。

コミプラ除外により値が大きくなる原因としては、元データの値の差異が挙げられる。例えば、区域見直しに伴う処理人口増減が浄化槽整備区域内のコミプラ処理人口を上回っている市町村等が複数見られている。具体的には、浄化槽整備区域内のコミプラ処理人口が 0 人であるが区域見直しに伴う処理人口増減として 18,755 人が計上されている例がある。

廃棄物処理施設整備計画の目標策定時には全人口にコミプラ人口も含んでおり、浄化槽整備人口にはコミプラ人口を含んでいないため、前項までの計算手法での評価をすべきところではあるが、「未普及率」の把握・評価のためにはコミプラ処理人口分を処理人口として扱い、評価することが妥当と考えられることから、「浄化槽普及人口調査」における見直し数値の精度向上等が今後の課題として挙げられる。

1.1.5 省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量

(1) 目標の概要

この目標は、先進的な省エネルギー性能を有する浄化槽（以下、「先進的省エネ型浄化槽」という。）の導入を推進することにより、浄化槽システム全体の低炭素化を図ることを目的に設定されている。令和 4（2022）年度までの目標期間におけるエネルギー消費性能基準は次のように設定されている。

- 家庭用浄化槽：地球温暖化対策計画における目標設定を鑑み、平成 25（2013）年度の低炭素型浄化槽のエネルギー消費性能基準から▲26%削減する性能を有するもの
- 中・大型浄化槽：浄化槽の販売製品ラインナップの更新周期が 8～10 年程度であることを鑑み、平成 29（2017）年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能基準より単純平均値以下のもの
- 浄化槽システム全体の低炭素化に係る影響度を考慮し、家庭用浄化槽は新設浄化槽に対して、中・大型浄化槽は既設浄化槽に対して、先進的省エネ浄化槽の割合を高めていく。

先進的省エネ型浄化槽の CO2 排出削減量に係る目標値については下表に示すとおり設定されている。

表 1-4 先進的省エネ型浄化槽の CO2 排出削減量に係る目標（概要）

省エネ型浄化槽の導入による CO2 削減量
5 万トン CO2（平成 29（2017）年度見込み）
→ 12 万トン CO2（平成 34（2022）年度目標値）
補助指標：先進的省エネ浄化槽導入基数
家庭用 17.9 万基、中・大型 6,979 基（平成 29（2017）年度見込み）
→ 家庭用 42.4 万基、中・大型 17,940 基（平成 34（2022）年度目標値）

先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数は下表のように計画されている。

表 1-5 先進的省エネ型浄化槽の人槽区分別の単年導入基数

指標	平成 27 年 2015 年	平成 29 年 2017 年	平成 34 年 2022 年
CO2 排出削減量 (t-CO2)	26,783	50,238	121,670
うち先進家庭用	10,631	18,590	44,151
うち先進中・大型	16,152	31,648	77,519
導入基数 (基)			
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累 積導入基数 (～50 人槽)	102,154	178,630	424,246
(単年導入基数)	35,726	39,075	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽累 積導入基数 (51 人槽～)	3,773	6,979	17,940
(単年導入基数)	1,129	1,753	2,302

注釈) 斜体は推計値を示す。CO2 削減量算出の前提条件は地球温暖化対策計画における参考資料「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」と同一(年間稼働時間: 8,760 時間/年、電力排出係数: 0.57 t-CO2/千 kWh)とした。先進的省エネ浄化槽の性能は、家庭用は平成 25 (2013) 年度の低炭素型浄化槽の基準エネルギー消費性能より▲26%の性能を有するもの、中・大型浄化槽は、平成 29 (2017) 年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能の単純平均値以下のものとした。推計対象とした浄化槽の処理性能は BOD20 (放流水質が BOD 20mg/L 以下) のみであり高度処理型による削減量は含めていない。

出所) 平成 29 年度浄化槽整備事業に関する進捗状況評価に関わる調査検討業務報告書

なお、上表の CO2 排出削減量は、a)先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基あたり CO2 排出削減量に対し b)年度別人槽別導入基数を乗じて算出している。

- a) 先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基あたり CO2 排出削減量：家庭用浄化槽 (50 人槽以下) は、平成 25 年度 (2013 年度) 時点の低炭素型浄化槽の 1 基あたり電力消費量と、先進的省エネ型浄化槽の 1 基あたり電力消費量の差分とした。
中・大型浄化槽は、平成 2 (1990) 年度時点の市場製品の 1 基あたり電力消費量の単純平均値と、平成 29 (2017) 年度の市場製品の電力消費量の単純平均値との差分とした。
- b) 年度別人槽別導入基数：家庭用浄化槽は、全製品に占める先進的省エネ浄化槽の機種ベースでの比率が、平成 23 年度 (2011 年度) 50%、平成 29 年度 (2017 年度) 70%であり、年 3 ポイント程度の増加傾向にある。この増加傾向を加速させ、令和 4 (2022) 年度時点では全補助基数の約 100%とする。母数となる各年度の浄化槽補助基数は、平成 27 (2015) 年度実績 (62,024 基) と同等の 6 万基として算出した。
中・大型浄化槽は、平成 29 (2017) 年度の市場製品の電力消費量の単純平均値を原単位としているため、平成 29 (2017) 年度以降の実績値については以下のとおりとした。
- 101 人槽以上の浄化槽：新設基数全基を対象 (101～300 人槽 830 基、301 人槽以上 229 基)
 - 51 人槽から 100 人槽までの浄化槽：平成 31 年度以降は新設基数全基 (1,243 基) を対象、平成 29、30 年度は新設基数の 56% (平成 29 年度時点の出荷全機種に占める先進的省エネ型浄化槽の基準を満たす機種の割合) を対象

(2) 先進的省エネ型浄化槽に係る導入基数等の整理

1) 家庭用浄化槽における導入基数

令和元年度浄化槽の指導普及に関する調査において、先進的省エネ型浄化槽の適合型式一覧（50人槽以下、家庭用浄化槽のみ）を自治体（都道府県、市町村）あてに配布し、先進的省エネ型浄化槽に対する補助金交付実績を調査した。

先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況を下表に示す。表中の「比率」は「総数」に対する「設置基数」の比率を示している。また、令和元年度より、環境配慮型・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における省エネ性能要件が見直され、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」と同水準となった。このため、先進的省エネ型浄化槽の新設基数は環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数と同義になる。

国内合計では国庫補助基数 51,667 基であり、前年度と比較して約 6%減少した。先進的省エネ浄化槽の基数は 15,571 基、総数に対する比率は 30.1%であった。

表 1-6 先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況

都道府県名	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
H29 年度合計	58,132	18,824	32.4%	4,427	7.6%
H30 年度合計	54,910	18,726	34.0%	7,204	13.0%
R1 年度合計	51,667	15,571	30.1%	—	—
北海道	626	106	16.9%	—	—
青森県	451	187	41.5%	—	—
岩手県	1,221	0	0.0%	—	—
宮城県	1,092	97	8.9%	—	—
秋田県	590	35	5.9%	—	—
山形県	432	105	24.3%	—	—
福島県	1,901	91	4.8%	—	—
茨城県	2,478	1,013	40.9%	—	—
栃木県	1,550	1,364	88.0%	—	—
群馬県	2,251	1,231	54.7%	—	—
埼玉県	1,291	1,152	89.2%	—	—
千葉県	927	155	16.7%	—	—
東京都	86	14	16.3%	—	—
神奈川県	247	65	26.3%	—	—
新潟県	331	91	27.5%	—	—
富山県	143	31	21.7%	—	—
石川県	120	115	95.8%	—	—

都道府県名	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
福井県	146	48	32.9%	—	—
山梨県	486	97	20.0%	—	—
長野県	860	10	1.2%	—	—
岐阜県	1,184	26	2.2%	—	—
静岡県	4,357	2,137	49.0%	—	—
愛知県	1,280	867	67.7%	—	—
三重県	1,604	59	3.7%	—	—
滋賀県	103	23	22.3%	—	—
京都府	218	0	0.0%	—	—
大阪府	77	27	35.1%	—	—
兵庫県	323	84	26.0%	—	—
奈良県	267	41	15.4%	—	—
和歌山県	2,286	0	0.0%	—	—
鳥取県	130	4	3.1%	—	—
島根県	751	111	14.8%	—	—
岡山県	1,905	257	13.5%	—	—
広島県	1,240	215	17.3%	—	—
山口県	741	0	0.0%	—	—
徳島県	1,337	228	17.1%	—	—
香川県	1,729	306	17.7%	—	—
愛媛県	1,067	162	15.2%	—	—
高知県	930	0	0.0%	—	—
福岡県	2,664	420	15.8%	—	—
佐賀県	1,181	253	21.4%	—	—
長崎県	1,625	0	0.0%	—	—
熊本県	1,765	738	41.8%	—	—
大分県	1,308	1,056	80.7%	—	—
宮崎県	1,306	902	69.1%	—	—
鹿児島県	3,031	1,646	54.3%	—	—
沖縄県	29	2	6.9%	—	—

注釈) 令和元年度より、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数は、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」の基数と同義になる。

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査 調査票よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ集計

2) 中大型浄化槽における導入基数

中大型浄化槽の新設基数（令和元年度、平成 30 年度、平成 29 年度）は下表のとおりである。なお、目標設定時において、新設基数のうち 51～100 人槽はうち 56%、101～300 人槽はうち 69%、301 人槽以上は 77%が先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものと設定しているため、この補正比率を適用した場合の補正基数も下表に示した。また、各人槽の比率は平成 29 年時点の出荷全機種に占める先進的省エネ型浄化槽の基準を満たす機種の割合で設定している。

表 1-7 中大型浄化槽の新設基数

人槽	新設基数			補正後基数		
	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
51～100	812	946	973	453	528	543
101～300	503	518	592	503	518	359
301～	131	137	150	131	137	105
合計	1,446	1,601	1,715	1,087	992	1,068

注釈) 補正基数は、新設基数のうち 51～100 人槽はうち 56%、101～300 人槽はうち 69%、301 人槽以上は 77%が先進的省エネ型浄化槽の基準を満たすものとして、その比率を新設基数に乗じて算出したものである。

(3) 進捗状況評価に係る手法

先進的省エネ型浄化槽に係る進捗状況の評価方法は、浄化槽の指導普及に関する調査において収集した実績値に基づく評価と、浄化槽システム協会が公表している出荷基数に基づく推計での評価の2つの手法を用いた。なお、平成28年度までのCO2削減量については、計画策定時と同じ手法にて、新設基数、出荷基数及び適合率を推計して算出した。

1) 収集した実績値による評価

収集した実績値に基づく評価を行った。家庭用浄化槽については、浄化槽の指導普及に関する調査における補助対象基数を、中大型浄化槽については、浄化槽の指導普及に関する調査における新設基数を用いた。

表 1-8 先進的省エネ型浄化槽によるCO2削減量（実績値に基づく評価）

指標	平成29年 (2017年) 実績値	平成30年 (2018年) 実績値	令和元年 (2019年) 実績値	令和4年 (2022年) 目標値
CO2排出削減量 (t-CO2)	42,259	47,049	53,754	121,670
うち先進家庭用	14,947	15,631	17,074	44,151
うち先進中・大型	27,312	31,419	36,679	77,519
導入基数 (基)				
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累積導入基数 (～50人槽)	143,982	151,186	166,757	424,246
(単年導入基数)	4,427	7,204	15,571	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽累積導入基数 (51人槽～)	6,294	7,286	8,373	17,940
(単年導入基数)	1,068	992	1,087	2,302

出所) 環境省 浄化槽の指導普及に関する調査集計表を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ 作成

また、目標設定時の計画 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移と、令和元年度まで（2019 年度）までの実績の推移を下図に示す。

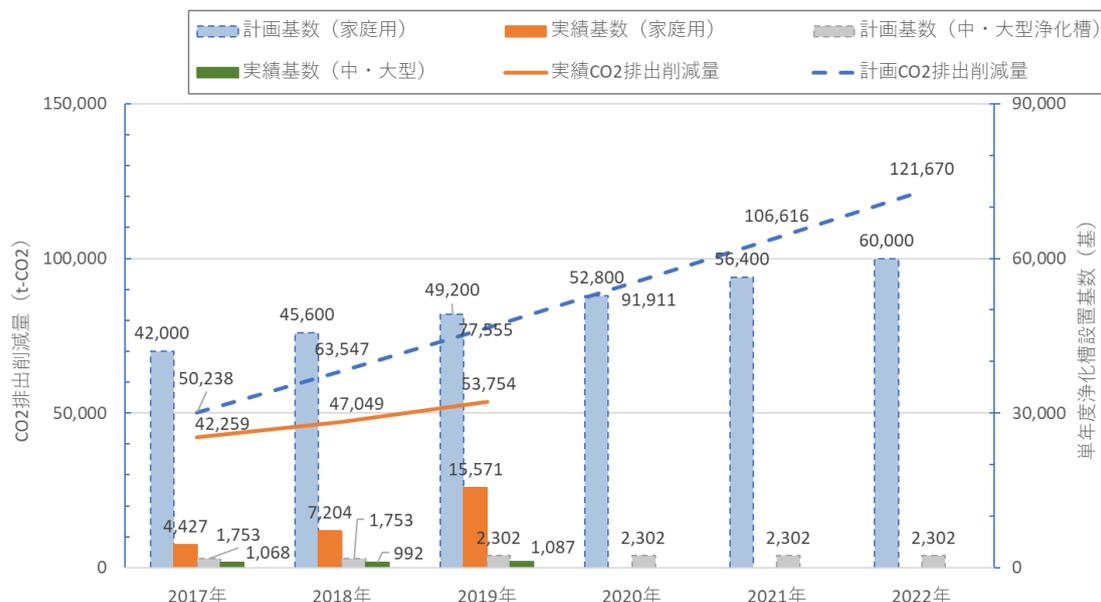


図 1-2 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移

出所) 環境省 浄化槽の指導普及に関する調査集計表を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ 推計

2) 総補助基数と先進的省エネ型浄化槽の比率に基づく推計による評価

家庭用浄化槽のうち、先進的省エネ浄化槽は、平成 29 年度時点での型式ごとの比率で 70% を占める。前節では環境配慮型事業による設置補助に限って評価を行ったが、環境配慮型事業による設置が全設置基数の 30%程度を占めるに過ぎず、先進的省エネ型浄化槽の平成 29 年度時点での型式ごとの比率である 70%に比べ乖離がある。このため、先進的省エネ省エネ型浄化槽であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設が想定され、その量を補完して評価するために、以下の推計を行った。

具体的には、各年度の家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率と、廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。なお、年度別人槽別の導入基数は以下に示すとおりである。中大型浄化槽の設置基数と CO2 排出削減量については前項の計算過程と同じものとした。

- 年度別人槽別導入基数：
 - 平成 29 年度（2017 年度）：70%
 - 平成 30 年度（2018 年度）：76%
 - 平成 31 年度・令和元年度（2019 年度）：82%

先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（推計値に基づく評価）を下表に示す。

表 1-9 先進的省エネ型浄化槽による CO2 削減量（推計値に基づく評価）

指標	平成 29 年 (2017 年) 実績値	平成 30 年 (2018 年) 実績値	令和元年 (2019 年) 実績値	令和 4 年 (2022 年) 目標値
CO2 排出削減量 (t-CO2)	45,893	54,190	63,379	121,670
うち先進家庭用	18,582	22,771	26,699	44,151
うち先進中・大型	27,312	31,419	36,679	77,519
導入基数 (基)				
先進的省エネ浄化槽／家庭用浄化槽累積導入基数 (～50 人槽)	181,916	226,096	268,463	424,246
(単年導入基数)	42,361	44,180	42,367	60,000
先進的省エネ浄化槽／中・大型浄化槽累積導入基数 (51 人槽～)	6,294	7,286	8,373	17,940
(単年導入基数)	1,068	992	1,087	2,302

注釈) 家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率と、廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数：環境省浄化槽の指導普及に関する調査結果、人槽比率：一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表（処理方式別・人槽別）をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

目標設定時の計画 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移と、令和元年度まで（2019 年度）までの実績の推移を下図に示す。

2019 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 77,555t-CO2 に対し、実績（推計）値 63,379t-CO2 であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は 82%である。なお、2019 年度に関しては、全補助基数が 51,677 基と計画時点で想定した年間 6 万基に比して 86%程度に低下しているが、仮に 2019 年度に補助設置基数 6 万基の水準が維持されていたと仮定した場合の 2019 年度の累積 CO2 排出削減量は 64,102t-CO2、進捗率は 83%と評価されるため、2019 年度単年度の補助基数減による進捗率低減効果は 1%程度と限定的である。

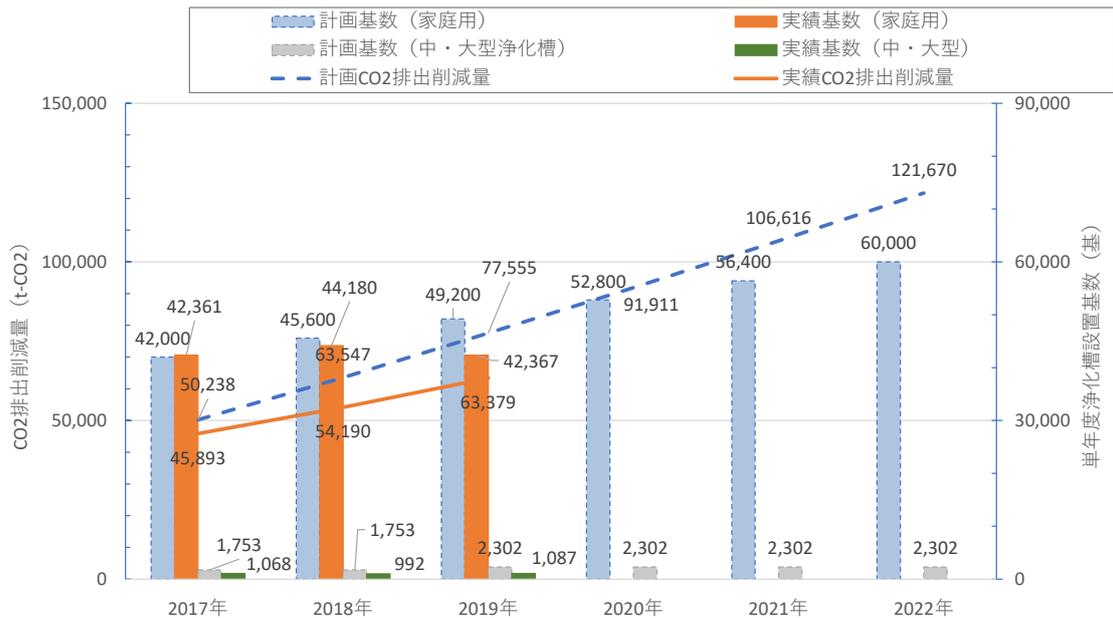


図 1-3 CO2 排出削減量と先進的省エネ型浄化槽の設置基数の推移

注釈) 家庭用先進的省エネ型浄化槽は、各年度の全補助基数に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率と、廃棄物処理施設計画策定時点で設定した各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 補助基数：環境省浄化槽の指導普及に関する調査結果、人槽比率：一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表（処理方式別・人槽別）をもとに、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

1.1.6 重点目標指標に係る評価・分析に係る検討

浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率と合併処理浄化槽の割合は、令和元年度までの5か年度において、浄化槽普及率については年平均1.1ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均3ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年度により異なるものの年平均1.5ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均2ポイント以上の増加には至っていない。

浄化槽の整備が計画に比して進捗していないことについては、今後都道府県構想に記される整備計画の内容（特に施策や目標）の変更についてフォローアップを行い、要因把握とその要因による効果を定量化することが望まれる。

また、先進的省エネ型浄化槽による2019年度時点の累積CO2排出削減量は、計画値77,555t-CO2に対し、実績（推計）値63,379t-CO2であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は82%である。家庭用浄化槽（50人槽以下）の評価にあたっては、上市されている全製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率を用いて定量化しているところであるが、2017年時点の製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率であり、2020年時点の比率を再度把握し、その値を用いて評価を行うことが望ましい。

1.2 改正浄化槽法における規定事項に関する進捗状況に係る評価・分析

改正浄化槽法及び諸規則に関し、浄化槽整備区域内での整備・維持管理事業に係る自治体の動向把握・評価・分析について、その在り方と実施方法を検討したうえで、調査を行った。さらに評価・分析を行った結果をもとに制度の活用に向けた課題整理を行った。動向把握においては令和2年度「浄化槽の指導普及に関する調査」結果を用いて、改正浄化槽法及び諸規則における規定事項別・都道府県別に状況把握を行った。

1.2.1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については令和2年4月に施行されているところであり、次年度以降において措置の実態を把握するための調査方針と調査票案について検討を行った。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、浄化槽法に基づく指導助言等の状況と合わせ各自治体に対し調査をすることが望ましく、既存の「浄化槽の指導普及に関する調査」における項目に追加し調査する方針が考えられる。

この場合の調査票案を次頁に示す。

6. 行政処分等の件数及び根拠（都道府県は、保健所設置市については記入しないでください）

1. 令和元年度中における行政処分等の件数

2. 行政処分を行った根拠

(1) 浄化槽法第5条、第7条、第12条関係

○浄化槽法第5条第2項・・・設置等の届出、勧告及び変更命令
・改善勧告

管理者

○浄化槽法第12条第1項・・・保守点検又は清掃についての改善命令等

①指導・助言

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

②勧告

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

○浄化槽法第12条第2項・・・保守点検又は清掃についての改善命令等

③改善命令等

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	合計
					0

④使用停止命令

管理者

○浄化槽法第7条の2・・・設置後の水質検査についての勧告及び命令等（7条検査）
管理者に対する

助言・指導	勧告	改善命令

○浄化槽法第12条の2・・・定期検査についての勧告及び命令等（11条検査）
管理者に対する

助言・指導	勧告	改善命令

(2) 浄化槽法第53条または条例

○浄化槽法第53条または条例・・・報告徴収、立入検査等

⑤報告の徴収

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	合計
					0

⑥立入検査

管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	合計
					0

行政処分等の根拠					合計 (件)
指定検査機関から報告された検査結果	水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等	その他	その他の主な理由		
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0

注1) 「条例」とは、浄化槽法第48条に規定する条例をいいます。

注2) 浄化槽法第53条又は浄化槽法第48条に規定する条例に基づく報告の徴収及び立入検査のみ記入してください。

3. 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報

(1) 特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数

(2) 市町村への行政処分等の委譲の有無

○浄化槽法附則第十一条・・・特定既存単独処理浄化槽に対する措置

管理者に対する

特定既存単独処理浄化槽の基数	助言・指導	勧告	改善命令
(基)			

市町村への行政処分等の委譲の有無

図 1-4 特定既存単独処理浄化槽に係る措置についての調査票案

1.2.2 浄化槽処理促進区域の指定

(1) 調査票

浄化槽処理促進区域の指定については、以下のとおり調査票を作成し、指導普及調査において実態把握を行った。市町村向け及び都道府県向けの調査票をそれぞれ下図に示す。なお、施行が4月であることをふまえ、7月末時点での状況を調査することとした。他方で、次年度以降においては調査時点の前年度末（3月末）の状況を調査することが望ましい。

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況

浄化槽処理促進区域の指定状況（指定済み、未指定・検討中、未指定・未検討）と、浄化槽処理促進区域内の整備事業（浄化槽設置整備事業（個人設置型）、公共浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型））、両方）について
令和2年度7月末現在の状況を回答してください。

※浄化槽処理促進区域とは
「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域。（第12条の4関係）

【浄化槽処理促進区域の指定状況】
浄化槽処理促進区域の指定状況を、「指定済み」「未指定・検討中」「未指定・未検討」から選択してください。（回答必須）

【浄化槽処理促進区域内の整備事業】
「浄化槽処理促進区域の指定状況」において「指定済み」を選択した場合、浄化槽処理促進区域内の整備状況を「個人設置型」「公共浄化槽（市町村設置型）」「両方」から選択してください。

（令和2年度7月末現在）

都道府県名	市町村名	浄化槽処理促進区域の指定状況 （回答必須）	浄化槽処理促進区域内の整備事業

図 1-5 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（市町村向け）

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況

浄化槽処理促進区域の指定状況（指定済み、未指定・検討中、未指定・未検討）と、浄化槽処理促進区域内の整備事業（浄化槽設置整備事業（個人設置型）、公共浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型））、両方）について令和2年度7月末現在の状況を回答してください。

※浄化槽処理促進区域とは「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽による汚水の適正な処理を特に推進する必要があると認められる区域。（第12条の4関係）

【浄化槽処理促進区域の指定状況】
浄化槽処理促進区域の指定状況を、「指定済み」「未指定・検討中」「未指定・未検討」から選択してください。

【浄化槽処理促進区域内の整備事業】
「浄化槽処理促進区域の指定状況」において「指定済み」を選択した場合、浄化槽処理促進区域内の整備状況を「個人設置型」「公共浄化槽（市町村設置型）」「両方」から選択してください。

（令和2年度7月末現在）

都道府県名	市町村名	浄化槽処理促進区域の指定状況	浄化槽処理促進区域内の整備事業

図 1-6 浄化槽処理促進区域の指定状況調査票（都道府県向け）

(2) 調査結果

浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果を以下に示す。令和2年7月末時点では1,740自治体のうち73%にあたる1,263自治体が未指定・未検討状況にある。

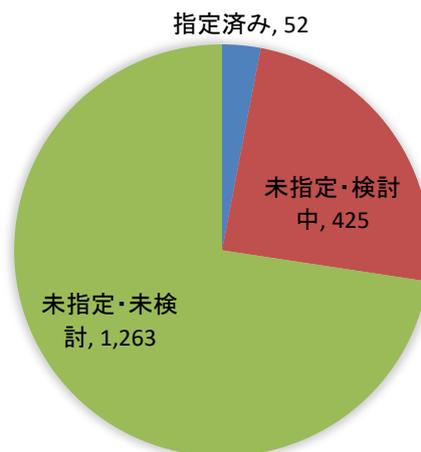


図 1-7 浄化槽処理促進区域の指定状況

表 1-10 浄化槽処理促進区域の指定状況に関する調査結果

2 6. 浄化槽処理促進区域の指定状況

(令和2年7月末現在)

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み (市町村数)	未指定・検討中 (市町村数)	未指定・未検討 (市町村数)	浄化槽設置整備 事業 (市町村数)	浄化槽市町村整備 推進事業 (市町村数)	左記の事業両方 (市町村数)
北海道	14	4	161	8	4	2
青森県		6	34			
岩手県		10	23			
宮城県	5	6	24	3	1	1
秋田県		2	23			
山形県		22	13			
福島県	2	11	46	1	1	
茨城県		9	35			
栃木県		25				
群馬県		25	10			
埼玉県		40	23			
千葉県	1	13	40	1		
東京都		5	57			
神奈川県		5	28			
新潟県		13	17			
富山県		3	12			
石川県	4	5	10	1	1	2
福井県		2	15			
山梨県		4	23			
長野県	6	5	66	4		2
岐阜県		3	39			
静岡県		34	1			
愛知県		15	39			
三重県	1	9	19		1	
滋賀県		1	18			
京都府		3	23			
大阪府	2	3	38		2	
兵庫県		1	40			
奈良県		7	32			
和歌山県		1	29			
鳥取県		1	18			
島根県	2	2	15		2	
岡山県		5	22			
広島県		7	17			
山口県		1	18			
徳島県	4	5	15	3	1	
香川県		1	16			
愛媛県		7	13			
高知県		5	29			
福岡県	1	9	50	1		
佐賀県	4	7	9		4	
長崎県		3	18			
熊本県	4	15	26	3	1	
大分県	2	8	7	2		
宮崎県		18	8			
鹿児島県		39	3			
沖縄県			41			
合計	52	425	1,263	27	18	7

1.2.3 公共浄化槽制度

公共浄化槽制度については、市町村設置型に係る事業実施状況を過年度より把握しており、これを活用して調査を行うこととした。

令和元年度末時点の市町村設置型に係る事業実施状況は下表のとおりである。

表 1-11 令和元年度末時点の市町村設置型に係る事業実施状況

都道府県	市町村数	令和元年度事業実施市町村名
北海道	8	北斗市、福島町、木古内町、島牧村、小平町、厚真町、むかわ町、標津町
青森県	2	十和田市 (PFI)、大鰐町
岩手県	10	宮古市、二戸市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、洋野町、一戸町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	2	能代市、東成瀬村
山形県	9	鶴岡市、酒田市、寒河江市、長井市、最上町 (PFI)、大蔵村、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	6	会津若松市、白河市、西会津町、金山町、三春町、小野町
茨城県	3	常陸太田市、行方市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	12	伊勢崎市、太田市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、昭和村、大泉町
埼玉県	12	秩父市、滑川町、嵐山町 (PFI)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	2	小矢部市、立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、山梨市、甲州市
長野県	0	
岐阜県	2	郡上市、揖斐川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	0	
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、富田林市 (PFI)、河内長野市、和泉市 (PFI)、柏原市 (PFI)
兵庫県	0	
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	6	大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町
岡山県	1	新見市
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市 (PFI)、東みよし町 (PFI)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町 (PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市 (PFI)、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町 (PFI)、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、南阿蘇村、苓北町
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市 (PFI)、日南市、綾町
鹿児島県	4	曾於市、龍郷町、知名町、三島村
沖縄県	0	

都道府県	市町村数	令和元年度事業実施市町村名
合計	172	

1.2.4 使用の休止の届け出

(1) 調査票

浄化槽の休止に関する取り扱いの状況については、過年度より指導普及調査における調査事項として設定されているところであり、この内容をもとに、休止及び再開にあたっての措置等について調査項目を改正事項に準じて修正した。

浄化槽の休止に関する取り扱い状況についての調査票（市町村向け）を次頁に示す。なお都道府県調査票は市町村向けの調査票の記入箇所を集約したものとした。

24. 浄化槽の休止に関する取り扱いの状況

(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況

24(1)で該当する自治体において、浄化槽の休止に関する取り扱いの具体的な内容を回答してください。

【休止の取り扱いに関する根拠法令等】

- ・ 条例
- ・ 要綱
- ・ 内規
- ・ 事務処理上の運用
- ・ その他（具体的な内容：）

※ホームページ上に根拠法令等が掲載されていればそのアドレスを記入してください。

【休止届が出された件数】

令和元年度中に提出された休止の届出等の件数

【休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準】

- ・ 3ヶ月以上
- ・ 6ヶ月以上
- ・ 1年以上
- ・ 特に定めていない
- ・ その他（具体的な内容：）

【使用の休止時及び再開時の手続及び措置等】（複数選択可）

休止時、及び再開時における

- ・ 届出の提出（書類等）
- ・ 休止の連絡（電話等）
- ・ 水質検査の受検（指導含む）
- ・ 保守点検の実施（指導含む）
- ・ 清掃の実施（指導含む）
- ・ その他（具体的な内容：）

【休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理】

法定検査、保守点検、清掃といった維持管理について、休止届等が提出された場合、どのような取り扱い（指導等含む）をしているのか記入してください。

(令和元年度末現在)

都道府県名	自治体名	休止の取り扱いに関する根拠法令等		休止届が出された件数 (令和元年度)	休止の届け出等を提出させる場合の使用しない期間の基準					使用の休止時及び再開時の手続及び措置等										休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理				
		根拠法令等が掲載されているHPのアドレス	3ヶ月以上		6ヶ月以上	1年以上	特に定めていない	その他	《休止時》					《再開時》										
									届出の提出 (書類等)	休止の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)	その他	届出の提出 (書類等)	再開の連絡 (電話等)	水質検査の受検 (指導含む)	保守点検の実施 (指導含む)	清掃の実施 (指導含む)		その他			

図 1-8 浄化槽の休止に関する取り扱い状況についての調査票

(2) 調査結果

浄化槽の休止に関する取り扱いを規定している自治体は以下のとおりである。また、各自治体における規程の状況については参考資料として報告書末尾に記載した。

表 1-12 浄化槽の休止に関する取り扱いを規定している自治体

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
北海道	37	札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、留萌市、江別市、士別市、千歳市、深川市、石狩市、乙部町、島牧村、蘭越町、奈井江町、鷹栖町、釧淵町、音威子府村、幌加内町、増毛町、苫前町、初山別村、猿払村、中頓別町、枝幸町、幌延町、置戸町、豊浦町、新冠町、音更町、鹿追町、更別村、豊頃町、本別町、鶴居村、別海町、羅臼町
青森県	3	十和田市、平内町、大鰐町
岩手県	1	岩手県 、宮古市
宮城県	7	仙台市、角田市、柴田町、丸森町、大和町、大郷町、加美町
秋田県	2	能代市、東成瀬村
山形県	15	鶴岡市、上山市、長井市、尾花沢市、南陽市、中山町、河北町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、大蔵村、高島町、小国町、白鷹町
福島県	20	須賀川市、喜多方市、二本松市、南相馬市、伊達市、川俣町、南会津町、猪苗代町、金山町、矢吹町、矢祭町、浅川町、三春町、会津若松市、白河市、田村市、大玉村、下郷町、西郷村、小野町
茨城県	2	茨城県 、日立市、高萩市
栃木県	18	宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	4	群馬県 （前橋市、高崎市を除く）、前橋市、高崎市、下仁田町、東吾妻町
埼玉県	10	川越市、川口市、越谷市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、秩父市
千葉県	3	千葉市、船橋市、柏市
東京都	1	八王子市
神奈川県	2	横浜市、川崎市
新潟県	6	新潟県 、新潟市、長岡市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、胎内市
富山県	0	富山県
石川県	7	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、甲州市、道志村
長野県	24	松本市、上田市、飯田市、須坂市、大町市、佐久市、南牧村、富士見町、箕輪町、飯島町、高森町、阿智村、豊丘村、南木曾町、大桑村、生坂村、高山村、飯綱町、川上村、小諸市、千曲市、泰阜村、松川町、伊那市
岐阜県	2	飛騨市、海津市
静岡県	1	掛川市
愛知県	1	豊橋市
三重県	8	津市、松阪市、伊賀市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	1	竜王町
京都府	13	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、向日市、京丹後市、南丹市、木津川市、久御山町、笠置町、京丹波町、与謝野町
大阪府	1	高槻市
兵庫県	7	相生市、加古川市、宝塚市、丹波市、朝来市、多可町、佐用町
奈良県	4	奈良県 、奈良市、生駒市、曽爾村、御杖村
和歌山県	9	和歌山市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、高野町、印南町、白浜町、串本町
鳥取県	7	鳥取県 、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、三朝町、琴浦町、日野町
島根県	8	島根県 、松江市、浜田市、安来市、雲南市、大田市、飯南町、美郷町、海士町
岡山県	4	岡山県 、岡山市、倉敷市、真庭市、奈義町

都道府県名	市町村数	浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体
広島県	11	広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、府中町、安芸太田町、北広島町、世羅町
山口県	5	山口県、下関市、山口市、萩市、長門市、周南市
徳島県	1	徳島県、三好市
香川県	2	香川県、高松市、善通寺市
愛媛県	6	上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、鬼北町、愛南町
高知県	32	高知県(28市町村)、高知市、安芸市、宿毛市、津野町
福岡県	7	北九州市、大牟田市、朝倉市、みやま市、小竹町、香春町、大木町
佐賀県	3	唐津市、江北町、みやき町
長崎県	0	長崎県
熊本県	9	人吉市、菊池市、宇土市、美里町、長洲町、南小国町、南阿蘇村、苓北町、玉名市
大分県	8	大分県、大分市、中津市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村
宮崎県	2	宮崎県、宮崎市、綾町
鹿児島県	8	鹿児島県、鹿児島市、日置市、曾於市、長島町、中種子町、龍郷町、三島村、徳之島町
沖縄県	0	沖縄県
合計	326	

1.2.5 浄化槽台帳整備

(1) 調査票

浄化槽台帳の整備状況については、過年度より指導普及調査における調査事項として設定されているところであり、この内容をもとに、法改正に基づく浄化槽台帳の更新（令和2年度7月末現在）について、その更新予定の有無と更新予定時期の目安について調査を行った。都道府県向けの調査票を次頁に示す。

19. 浄化槽台帳の整備状況

(1) 浄化槽台帳を所有している都道府県における台帳情報の精査状況、保守点検・清掃実施状況、法定検査実施状況、台帳電子化状況、GIS情報整備状況

都道府県所有の浄化槽台帳について回答してください。

【浄化槽台帳の有無】

浄化槽台帳の有無について回答してください。

【浄化槽台帳の有無】において「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。

【台帳の対象市町村名】

都道府県が所有する台帳が対象としている市町村名を記入してください。

【市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新の有無】

市町村や指定検査機関等からの情報による台帳情報の更新の有無について回答してください。

【台帳で管理している項目】

台帳で管理・更新している項目について回答してください。当調査票に記載がない項目については、「その他」に記入してください。（複数選択可）

【台帳情報の精査状況】

各精査方法による台帳情報の、令和元年度中の更新有無を回答してください。（4項目全てにおいて、更新の「有り」又は「無し」を選択してください）

【台帳の管理媒体】

台帳の管理媒体を選択してください。（複数選択可）

管理媒体の変更を検討している場合は、現状の管理媒体と「管理媒体の変更を検討中」に○をつけたうえで、検討内容の詳細を記入してください。

microsoft excel等の表計算ソフト…電子情報として表計算ソフト等で管理
専用の管理システム…浄化槽台帳システムとして管理

※浄化槽台帳システムとは、浄化槽に関するデータをデータベースとして、WindowsAccess等のデータベース管理ソフトを利用して情報を整理している台帳とし、GISエンジンを用いて地図情報とリンクさせることが可能であるもの。なお、電子情報を表計算ソフトのみで管理しているものは含まない。

【法改正に基づく浄化槽台帳の更新】

法改正に基づく浄化槽台帳の更新予定の有無について、**令和2年度7月末現在**の状況を回答してください。

更新予定が「有り」の場合は、更新予定時期（年又は年月）の目安を記入してください。

浄化槽台帳
浄化槽法等の法令に基づき適正に浄化槽の設置・維持管理を運用していくために必要な情報を、調書や図面等で体系的に記録、整理したもの

(令和元年度末現在)

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名 (都道府県の台帳が カバーしている 市町村名)	市町村や指定検査機 関等からの情報によ る台帳情報の更新 の有無	台帳で管理している項目							台帳情報の精査状況					台帳の管理媒体					法改正に基づく浄化槽台帳の更新 (令和2年度7月末現在)		備考				
				設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局 等から得られ た情報による 台帳情報の 更新の有無	地図情報や 航空写真等 から得られ た情報による 台帳情報の 更新の有無	職業や委託 事業者が現 地確認した 情報による 台帳情報の 更新の有無	その他の精 査手法による 更新の有無	その他の精 査手法による 更新方法 の詳細	紙	microsoft excel等の表 計算ソフト	専用の管理 システム	GIS等電子地 図情報を活 用したシス テム	管理媒体の 変更を検討 中	検討内容の 詳細		更新予定の有無	更新予定時期の 目安		

図 1-9 浄化槽台帳の整備状況調査票（都道府県向け）

(2) 調査結果

浄化槽台帳の更新に関する状況を下表に示す。

表 1-13 浄化槽台帳の更新に関する状況

都道府県	浄化槽台帳の有無	更新予定の有無	更新予定時期の目安	備考
北海道	無			
青森県	有	有	令和3年度	
岩手県	有	有	令和4年4月	
宮城県	無			
秋田県	有	有	令和5年	
山形県	無	無		
福島県	無			
茨城県	有	有	令和3年3月	
栃木県	無			市町に権限を移譲しているため。
群馬県	有	無		
埼玉県	有	有	令和3年3月	
千葉県	有	有	令和4年以降	
東京都	有	無		専用のシステム台帳への法改正後の記載項目の追加等できないため、システム台帳の更新ができない状態である。現在は Excel を使用しての台帳管理のみ更新を行い、管理している。
神奈川県	有	有	有り	令和2年4月1日から台帳管理項目追加、台帳更新について運用開始
新潟県	有	有		Microsoft Access
富山県	有	無		
石川県	有	有	令和5年3月	
福井県	有	無		
山梨県	有	有		
長野県	有			
岐阜県	有	有	令和4年4月	
静岡県	有	有	令和3年4月	
愛知県	有	有	令和5年度	
三重県	有	有	令和4年度	
滋賀県	無			
京都府	有	有	令和5年4月	
大阪府	有	有	令和5年3月	
兵庫県	有	有	令和3年度	
奈良県	有	有	令和4年度(予定)	
和歌山県	無			
鳥取県	有	無		
島根県	有	有		
岡山県	有	有	令和4年度	
広島県	無			
山口県	有	無		指定検査機関が所有する台帳を利用している
徳島県	有	有	令和3年度	
香川県	有	無		保守点検・清掃は、法定検査で業者名を把握できた場合に記載
愛媛県	有	有	令和4年度	
高知県	有	無		
福岡県	有	有	令和2年度末	

都道府県	浄化槽台帳の有無	更新予定の有無	更新予定時期の目安	備考
佐賀県	有	有	令和5年3月	指定検査機関でシステムによる台帳管理をしており、県から指定検査機関へ毎月台帳データを提供し、指定検査機関の台帳システム（県はインターネットから閲覧可能）へデータ反映されている。
長崎県	有	無		
熊本県	有	有	令和3年3月	
大分県	有	有	令和3年度	省令項目に対応する現行システムの改修を予定
宮崎県	有	有		
鹿児島県	有	有	随時更新	
沖縄県	有	有		

1.2.6 協議会

(1) 調査票

協議会の設置状況については、過年度より指導普及調査において、類似する調査項目として「維持管理組織の組成」等の調査を行っているところであり、この調査項目をベースとして調査票を作成した。調査票を次頁に示す。

なお、ここでは、法定協議会の定義は、『「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うことを目的として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者等が共同で設立する協議会』とした。

21. 法定協議会の整備状況

都道府県内の法定協議会の整備状況について、協議会名、目的、構成員、活動内容、詳細・メリット等を回答してください。

※法定協議会とは

「浄化槽法の一部を改正する法律」の規定事項に基づき、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うことを目的として、都道府県、市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者等が共同で設立する協議会。

【法定協議会の有無】

法定協議会の有無について回答してください。（回答必須）

【法定協議会の有無】で「有り」を選択した場合、以下設問について回答してください。

【協議会名】

協議会の名称

【協議会の目的】

浄化槽の整備促進、適正な維持管理の促進等の各協議会において設定した目的

【構成員】

住民、市町村、工事業者（個別・団体）、保守点検業者（個別・団体）、清掃業者（個別・団体）、指定検査機関、その他

【活動内容】

契約、手続き等の代行（設置届出・工事・保守点検・清掃・法定検査）、助成申請の受付、住民指導、啓発、その他

【活動内容の詳細、メリット等】

活動内容の詳細、メリット等

※「法定協議会の有無」において「無し」と回答した地方自治体の回答は集計不要です。ただし、「法定協議会の有無」を未回答の市町村がある場合は、その市町村名のみ記載ください。

（令和元年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	法定協議会の有無	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等

図 1-10 法定協議会の整備状況調査票（市町村向け）

(2) 調査結果

令和元年度末時点で 19 自治体が法定協議会を組成している。各自治体における協議会の取組状況は下表に示すとおりである。

表 1-14 各自治体における協議会の取組状況

都道府県名	自治体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細等
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進	住民、市町村	法定検査料の補助、啓発	法定検査の受検率が高い。組合で法定検査の受検料を全額補助するため、設置者の維持管理費用を軽減することができる。
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備推進協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進	住民・市町村	契約・手続の代行 助成申請の受付	年1回の代議員会開催
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	適正な維持管理の促進・啓発	住民、市町村、保守点検業者	法定検査集団納付事務、保守点検助成、啓発	法定検査の集団納付ができる、町から維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減できる。
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	合併処理浄化槽の普及・浄化槽の適正な維持管理の推進・生活排水の適正な処理・生活環境の保全及び公衆衛生の向上の寄与	合併処理浄化槽を設置し協議会に加入したもの	役員会・総会・研修会	合併処理浄化槽の検査の必要性の再確認等を行っている。
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	適正な維持管理の促進	住民、町、工事業者、保守点検業者、清掃業者	契約、手続の代行、助成申請の受付、住民指導、啓発	保守点検、清掃、法定点検の未実施を防ぐ

都道府県名	自治体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細等
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	県、県内全市町、指定検査機関	(1)浄化槽設置整備事業の推進に関すること (2)浄化槽の普及促進及び啓発に関すること (3)浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関すること (4)浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関すること (5)国又は県に対して浄化槽に関する陳情、請願等に関すること	担当者の育成や自治体間の情報交換が可能
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	(1)学識経験者 (2)指定検査機関 (3)浄化槽関係団体を代表する者 (4)政令指定都市職員 (5)市町村職員 (6)県職員 (7)その他適当と認められる者	(1)浄化槽の整備促進に関すること (2)浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること (3)その他目的を達成するために必要な事業等	作業部会を設置し、浄化槽の維持管理情報の収集方法等の体制整備について、実務者の視点から、持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。
富山県	黒部市	黒部市合併処理浄化槽維持管理推進協議会	維持管理の啓発	市、保守点検業者（個別）	契約手続等の代行（保守点検・清掃・法定検査） 啓発	浄化槽の適正な維持管理の促進を目的とした啓発活動
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。	東御市内に浄化槽を設置している者及び協力業者	維持管理にかかる費用の一部補助、啓発事業等	協会の浄化槽に対する意識向上、保守点検・清掃費の一律化

都道府県名	自治体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細等
	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者、維持管理業者、清掃業者等	講習会等の開催	講習会等の開催
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る	事務局（豊丘村役場環境課） 豊丘村排水処理管理組合総代	年間事業計画の確認 汚泥引抜き料金の改定について等	浄化槽の正しい使用法並びに維持管理の適正化を図る
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする。	(1)村内に住居所及び事務所を有し、浄化槽を設置しているもの。 (2)浄化槽に密接な関係があり、本会目的達成に協力する者	(1)浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進(2)浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施 (3)その他目的達成のための必要な事項	浄化槽設置者講習会及び視察研修、浄化槽管理状況調査（巡回指導）等
	長野県 14 市町村	飯伊浄化槽組合	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	長野県、飯伊 14 市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	現地において清掃及び維持管理状況の点検並びに放流水の水質検査を実施、行政部・清掃部・施設部・代行管理部を設け課題の把握及び課題解決に向けた検討会を開催
広島県	広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」（平成 25 年度）で取りまとめた施策の実施・調整等、浄化槽の本来機能を発揮するために不可欠な維持管理（清掃・保守点	広島県 県内全 23 市町 指定検査機関 浄化槽清掃業関係団体 浄化槽保守点検業関係団体 浄化槽工事業関係団体	浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨とした、次の各号に掲げる事項の情報共有、意見交換の実施 (1)行政、浄化槽関係者等の連携・協力の促進 (2)浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上 (3)浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者及び法定検査機関等	浄化槽の法定検査実施状況、行政・関係機関の取組状況、法改正情報の県内構成員間での情報共有・意見交換を通じて、浄化槽広報・維持管理業務の適正化促進に向けての方向性の相互理解を通じて、浄化槽行政の円滑な推進を図ることが可能である点。

都道府県名	自治体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細等
			検・法定検査)の適正かつ確実な実施を促進する。	浄化槽製造業関係団体	関係業者の取組 (4)県, 市町等行政の取組 (5)その他, 課題抽出・解決方策・今後の取組方策等適正な維持管理の促進に関する事	
	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会	小型合併処理浄化槽の設置の推進及び保守管理	住民・市町村	手続等の代行(保守点検・清掃)啓発	協議会内の浄化槽の一括管理
愛媛県	東温市	東温市衛生事業推進連絡協議会	し尿、浄化槽の清掃の推進及び合併処理浄化槽の普及拡大による、生活排水の適正な処理の実施及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上	東温市、松山衛生事業協同組合、一般廃棄物収集運搬業許可業者、浄化槽清掃業許可業者	浄化槽の適正利用、し尿・浄化槽の清掃料金、合併処理浄化槽の普及啓発、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に係る協議	市・衛生事業協同組合・許可業者による協議を行うことで、汚水処理に関する一体的な協議・情報共有をすることができる。
高知県	高知県	高知県浄化槽連絡協議会	(1)浄化槽関係業者の指導に関する事項 (2)浄化槽の維持管理及び浄化槽法第7条及び第11条の水質検査に関する事項 (3)その他浄化槽行政の運営に関する事項 について協議すること	(1)高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所 (2)高知市建築指導課及び環境保全課 (3)市町村浄化槽行政担当課 (4)し尿関係一部事務組合 (5)検査センター (6)浄化槽協会	構成機関又は関係者の要請により、事務局が調整して協議会を開催する。	業界団体、行政等が課題を共有でき、解決に向けて足並みを揃えることが可能

都道府県名	自治体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細等
福岡県	田川市	田川市浄化槽技術向上協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること	市町村、工事業者（田川管工事組合）、保守点検業者（田川地区環境整備事業協同組合）、指定検査機関、浄化槽システム協会	普及啓発、事業者の技術の向上、市民からの相談	浄化槽技術講習会の開催
熊本県	熊本市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術の向上を促進する。	保守点検業者、清掃業者、熊本市（オブザーバー的役割）	共通する課題についての研修、官公庁や関係団体との連絡調整	維持管理研修会の開催

1.2.7 浄化槽管理士に対する研修機会の確保

(1) 調査票

浄化槽管理士に対する研修機会の確保について調査票を作成した。調査票を次頁に示す。なお、施行が4月であることをふまえ、7月末時点での状況を調査することとした。次年度以降においては調査時点の前年度末（3月末）の状況を調査することが望ましい。

27. 浄化槽管理士に対する研修機会の確保

浄化槽管理士に対する研修機会の確保に係る条例の規定状況と研修の実施にあたっての他機関との連携、研修の内容、研修頻度について、**令和2年7月末現在**の状況を回答してください。

【条例の規定状況】

浄化槽管理士の研修機会の確保について、条例での規定状況（規定済み、検討中、未検討）を選択してください。

【条例の規定状況】が「規定済み」の場合は、以下設問について回答してください。

【研修の実施にあたっての他機関との連携】

研修の実施にあたっての他機関との連携の有無について回答してください。
連携機関がある場合は、連携先の機関名を回答してください。

【研修の内容】

研修の内容を確保している項目を選択してください。該当する項目がない場合は、「その他」を選択し、その他の内容についても回答してください。

【研修頻度】

各浄化槽管理士に対して確保している研修の頻度を回答してください。

(令和2年7月末現在)

都道府県名	条例の規定状況	研修の実施にあたっての他機関との連携		研修の内容						研修頻度
		連携の有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	浄化槽の保守点検と清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	

図 1-11 浄化槽管理士に対する研修機会の確保調査票

(2) 調査結果

表 1-15 浄化槽管理士に対する研修機会の確保の状況

都道府県	条例規定	他機関との連携		研修内容						
		有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	保守点検清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度
北海道	検討中									
青森県	規定済み	有	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	○	○	○		○	地域の浄化槽に関する施策展開、普及状況、法定検査受検率等	次の更新登録（3年）までに1回
岩手県	規定済み	有	公益社団法人岩手県浄化槽協会（指定検査機関）	○	○	○	○			保守点検業登録の有効期間内に1回以上
宮城県	規定済み	有	公益社団法人宮城県生活環境事業協会	○	○	○				検討中
秋田県	規定済み	有	一般社団法人全国浄化槽連合会	○	○	○	○	○	地域の動向	年1～2回程度（必要に応じて）
山形県	規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	毎年
福島県	規定済み	有	公益社団法人福島県浄化槽協会、中核市（福島市、郡山市及びいわき市）	○	○	○		○	その他浄化槽の保守点検に必要な事項	有効期間（3年）ごとに1回以上
茨城県	規定済み	有	茨城県水質保全協会	○	○	○	○			少なくとも5年（保守点検業登録の

都道府県	条例規定	他機関との連携		研修内容						
		有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	保守点検清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度
										有効期間) に1回
栃木県	規定 済み	有	一般社団法人栃木 県浄化槽協会	○	○	○				登録の有効 期間(5年) に1回以上
群馬県	規定 済み	有	群馬県浄化槽協会	○	○	○		○	地域におけ る浄化槽情 報	年1回以上
埼玉県	規定 済み	有	指定研修機関(一 般社団法人埼玉県 浄化槽協会・一般 社団法人埼玉県環 境検査研究協会)	○	○	○		○	埼玉県にお ける浄化槽 の課題と施 策	各指定研修 機関で年1 回以上
千葉県	規定 済み	有	保健所設置市(千 葉市、船橋市、柏 市)	○	○	○		○	法定検査、 県内の浄化 槽に関する 普及状況、 他	年3回程度
東京都	規定 済み	有	東京都環境公社	○	○	○	○	○	都の動向	年1回
神奈川県	規定 済み	有	今後浄化槽関係団 体を指定予定	○	○	○		○	県内の浄化 槽に関する 情報	登録の有効 期間である5 年間の間に1 回以上
新潟県	規定 済み	有	(一社)新潟県浄化 槽整備協会	○	○	○	○	○	県内におけ る浄化槽に 関する情報	年2回程度 (予定)
富山県	規定 済み	有	富山県浄化槽協会	○	○	○		○	地域におけ る浄化槽情 報	2年に1回 (予定)
石川県	規定 済み	有	石川県浄化槽協会	○	○	○	○			年1回

都道府 県	条例 規定	他機関との連携		研修内容						
		有無	連携機関名	浄化槽 行政動 向	浄化槽の 構造と機 能	保守 点検 清掃	安全 衛生 対策	その 他	その他の内 容	研修頻度
福井県	規定 済み	有	一般社団法人福井 県浄化槽協会	○	○	○		○	地域におけ る浄化槽情 報	登録の有効 期間（5年） ごとに1回 以上
山梨県	規定 済み	無		○	○	○		○	地域におけ る浄化槽情 報	1回/年
長野県	規定 済み	有	公益社団法人長野 県浄化槽協会	○	○	○	○			登録更新（5 年）に1回
岐阜県	規定 済み	有	公益財団法人岐阜 県浄化槽連合会	○	○	○	○	○	地域におけ る浄化槽情 報	8回/年 （予定）
静岡県	規定 済み	無		○	○	○		○	浄化槽法定 検査受検の 取組	4回
愛知県	規定 済み	有	一般社団法人愛知 県浄化槽協会、一 般社団法人愛知県 薬剤師会、一般財 団法人中部微生物 研究所、愛知県浄 化槽保全協会、愛 知県衛生事業協同 組合、愛知県合併 処理浄化槽普及促 進協議会	○	○	○		○	接遇	年6回程度
三重県	規定 済み	有	四日市市	○	○	○	○	○	地域に応じ て実施すべ き内容	未定
滋賀県	検討 中									

都道府 県	条例 規定	他機関との連携		研修内容							
		有無	連携機関名	浄化槽 行政動 向	浄化槽の 構造と機 能	保守 点検 清掃	安全 衛生 対策	その 他	その他の内 容	研修頻度	
京都府	規定 済み	有	京都市、公益社団 法人京都保健衛生 協会	○	○	○					年1～2回
大阪府	規定 済み	有	一般社団法人大阪 府環境水質指導協 会		○	○		○	消費者目線 から見た浄 化槽の管理		年1回
兵庫県	規定 済み	有	一般社団法人兵庫 県水質保全センタ ー	○	○	○	○				2年に1回
奈良県	規定 済み	有	奈良市、全浄連	○	○	○	○				条例に規定 はしている が、初回の 開催日は未 定
和歌山 県	規定 済み	有	和歌山県浄化そう 協会	○	○	○					年1回
鳥取県	規定 済み	有	鳥取県浄化槽協会	○		○					年1回（秋 頃）
島根県	規定 済み	有	一般社団法人島根 県浄化槽協会	○	○	○		○	地域におけ る浄化槽状 況		年1回程度
岡山県	規定 済み	有	一般社団法人岡山 県浄化槽団体協議 会	○	○	○		○	地域におけ る浄化槽情 報		浄化槽保守 点検業者の 登録の有効 期間（3年） 内に1回以 上
広島県	規定 済み	有	県内全23市町	○	○	○	○	○	浄化槽保守 点検・同清 掃記録票		年間1回 （県内3会 場・3日）
山口県	規定 済み	有	一般社団法人山口 県浄化槽協会	○	○	○		○	山口県にお ける浄化槽 情報		1回/年

都道府県	条例規定	他機関との連携		研修内容						
		有無	連携機関名	浄化槽行政動向	浄化槽の構造と機能	保守点検清掃	安全衛生対策	その他	その他の内容	研修頻度
徳島県	規定済み	有	公益社団法人徳島県環境技術センター					○	検討中	1年に2回程度
香川県	規定済み	有	日本環境整備教育センター		○	○				年に1回
愛媛県	規定済み	有	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	○	○	○			年2回予定
高知県	規定済み	有	一般社団法人高知県浄化槽協会	○	○	○	○			年に1回
福岡県	規定済み	無		○	○	○		○	地域における浄化槽情報	年1回以上
佐賀県	規定済み	有	一般財団法人佐賀県浄化槽協会	○	○	○	○			年に1回
長崎県	規定済み	有	一般財団法人長崎県浄化槽協会					○	未定	未定
熊本県	規定済み	有	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	○	○	○			年1回
大分県	規定済み	有	大分市、公益財団法人大分県環境管理協会	○	○	○	○	○	地域の実情	概ね1年に1回
宮崎県	規定済み	有	一般社団法人宮崎県浄化槽協会	○	○	○				年1回
鹿児島県	規定済み	有	鹿児島県環境保全協会	○	○	○		○	地域における浄化槽情報に関する内容	毎年1回以上
沖縄県	規定済み	有	公益社団法人沖縄県環境整備協会、日本環境整備教育センター	○	○	○		○	沖縄県における浄化槽情報	毎年1回 (本島、宮古島、石垣島)

1.2.8 令和2年4月施行の浄化槽法改正事項に基づく施策の推進に向けた分析

令和2年4月施行の浄化槽法改正事項に基づく施策の推進に向けては、足元における施策の実施動向把握と、取組が行われていない都道府県・市町村等に対して意義付け及び実施を促すことに向けた周知を図っていく必要がある。この観点において各改正事項別に今後実施すべき事項について整理を行った。

特定既存単独浄化槽に対する措置については、令和2年4月に制度施行されており、令和2年12月時点では、その措置の実施に関する事例は鹿児島県を除き確認されていないことから、令和3年度において令和2年度中の措置実施状況について調査を行い、現状把握から実施していくことが必要である。他方で、制度施行後先行的に措置判断プロセスを取り決めて措置を実施している都道府県もあることから、そのような都道府県の取組を調査し、各都道府県に対して情報共有を行っていくことも一案である。

浄化槽処理促進区域の指定に関しては、令和2年7月末時点では1,740自治体のうち73%にあたる1,263自治体が未指定・未検討状況にある。他方で国庫補助金である循環型社会形成推進交付金については浄化槽処理促進区域の指定を求めているところでもあり、この国庫補助金の活用を行う市町村にとって未指定・未検討である場合は、従来の浄化槽整備に関する財政スキームを変更せねばならなくなることから、国や都道府県が市町村に対しその指定の意義付けを周知する必要がある。

公共浄化槽制度に関しては、従来の浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の位置付けや設置にあたっての行政フローを法定化したものであり、その施策に対する取組状況は、従来からの市町村設置型に対する取組状況から変化が生じているものではない。

他方で、これまで導入状況について浄化槽の指導普及に関する調査等により環境省が把握しているところであるが、公共浄化槽制度が法定化されたことに伴う制度変更として、例えば公共浄化槽の設置にあたり設置届をもとに行っていた事務処理を設置計画の公表・同意取得にて実施すること等が挙げられ、このような制度変更の取組状況について個別アンケート等を通じて調査していくことも必要であろう。

使用休止届については、市町村別の規程の有無や届出の受理状況を把握しているところであるが、届出を受理したのちの行政側での手続については把握がされていない。すなわち、休止をしたとしても当該浄化槽が適切に管理されることを担保すべきであることを鑑みると、浄化槽台帳が整備されている場合に、休止を届け出た浄化槽は過去に保守点検や清掃を適切実施しているか、ないし休止の後の再開の際に、当該浄化槽の休止期間の届出や休止再開にあたっての浄化槽の維持管理は適切に実施されているか等を確認すべきところであり、そのような実態については別途把握を行うことが望ましい。

また、市町村内の浄化槽のうち、どの程度が休止されているか、維持管理が行われておらず休止状態にある可能性のある浄化槽のうちどの程度について休止届が出されているのか、といった設置された浄化槽の全基数から鑑みた定量的な把握はなされていないのが実態である。

市町村別に、浄化槽の全基数のうちどの程度が休止されているのか、維持管理記録が整備されていない浄化槽のうちどの程度が休止として扱われているのか、といった休止浄化槽が占める割合についても一定の規模感を各市町村が得ておくことが望ましい。

浄化槽台帳整備については、令和5年度中の整備を目途に各都道府県において整備を進めているところであり、その進捗状況把握が求められる。例えば、令和3年度中に台帳を整

備予定であると回答する都道府県は 7 都道府県あるが、これらの都道府県において浄化槽台帳に求められる項目が設定されているか、かつ項目に対し必要なデータが搭載されているかといった状況把握が求められる。また、浄化槽台帳は各種行政計画策定や状況把握をデータに基づき定量的に実施していくために重要な基盤であることを鑑みると、項目の設置状況のみならず、項目に対してデータがどの程度記録されているかといった「カバー率」についても今後着目して状況把握を行っていくべきであろう。

協議会に関しては、既存の官民での維持管理組織や NPO 等との連携組織を継承して設定している取組や、権限委譲を積極的に推進してきた都道府県において組成されている。令和 2 年度時点では、既存の任意の協議会や組合組織を法定化した事例が大半である。

2. 浄化槽の整備促進策に関する調査検討

第1章における進捗状況評価において、浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は56%であり、前年度比で1.2ポイント増加しているものの、廃棄物施設整備計画における目標達成に向けて必要となる年平均3ポイントまでには至っていない。この整備普及の加速を目的とした原因分析と、浄化槽整備区域における整備を加速させる施策の検討を行った。

原因分析にあたっては前章において整理した改正浄化槽法規定事項に関する施策実施動向と、各自治体等に対する事例調査、総務省公営企業年鑑に掲載された経営情報を情報源に、要因整理を行った。

施策検討にあたっては、公共浄化槽事業の推進を前提に、取り組むべき事項の整理を行った。

2.1 事例調査

改正浄化槽法の規定事項に基づき施策を実施しており、浄化槽整備を促進している自治体を対象に事例調査を行った。調査にあたっては、下表に示す5件を対象とし、ヒアリングを実施した。

表 2-1 事例調査概要

調査対象	調査項目
岩手県宮古市 (A市)	市町村設置型に係る事業実施上の(主に維持管理費に係る)課題
佐賀県神埼市 (B市)	市町村設置型に係る事業実施上の(主に維持管理費に係る)課題、台帳整備状況
佐賀県嬉野市 (C市)	市町村設置型に係る事業実施上の(主に維持管理費に係る)課題
埼玉県、埼玉県秩父市 (D県、D市)	市町村設置型に係る事業実施上の課題、台帳整備状況、市町村設置型の清掃費用に掛かる交付税措置について
大阪府富田林市 (E市)	市町村設置型の清掃費用に掛かる交付税措置について

市町村設置型に係る事業実施上の(主に維持管理費に係る)課題についてのヒアリング結果は以下のとおりである。

- 事業開始後10年以降で機材交換費用が増加しており、事業開始15年目以降、機材交換・補修費用の予算として6万円/基を全基数の10%程度に対して計上。(B市)
- 事業開始後、10年経過した後に機器交換費が増加しており、維持管理費単価が上昇し続けている。(A市)
- 保守点検・清掃に係る費用については、コンパクト型浄化槽の基数の増加により1基あたりの工数が増加することから、清掃単価の見直しを実施している。(D市)
- 県内の人件費単価の増加に伴い、直近10年間で1基あたりの維持管理費用は1千円～2千円程度増加。(D県)
- 汲み取りし尿から転換する場合、浄化槽汚泥を混ぜて収集できないため、それぞれの収集効率が低下するため1基あたりの単価が増加してしまう。(C市)

なお、市町村設置型の清掃費用にかかる交付税措置については、以下のとおりである。

- 市町村設置型の清掃費用に対する財源は、交付税措置対象かつ基準内繰入としては計上しているものではない。

2.2 進捗状況評価結果と事例調査結果に基づく整備促進策の検討

前 2.1 節で、改正浄化槽法の規定事項に基づく施策に取り組む自治体等について調査した結果をもとに、改正浄化槽法の規定事項の活用をはじめとした整備促進に向けた施策の検討を行った。

特に、整備促進に向けては公共浄化槽事業の活用が効果的であるところ、この事業拡充や実施にあたっての課題事項、特に事業経営改善策の検討に注目して対策の検討を行った。

2.2.1 浄化槽事業経営動向に関する情報整理

各自治体における施策の方向性を検討するにあたり、浄化槽事業経営動向に関する情報整理を行った。

(1) 浄化槽事業の収支の現状

1) 収入

平成 29 年度公営企業年鑑における掲載情報をもとに、市町村設置型の浄化槽事業全体の収入に占める財源の比率を整理した。収入に占める使用料の比率は、法適用事業 35%、法非適用事業 52%であり、収入に占める一般会計繰入の比率は法適用事業 41%、法非適用事業 46%であった。

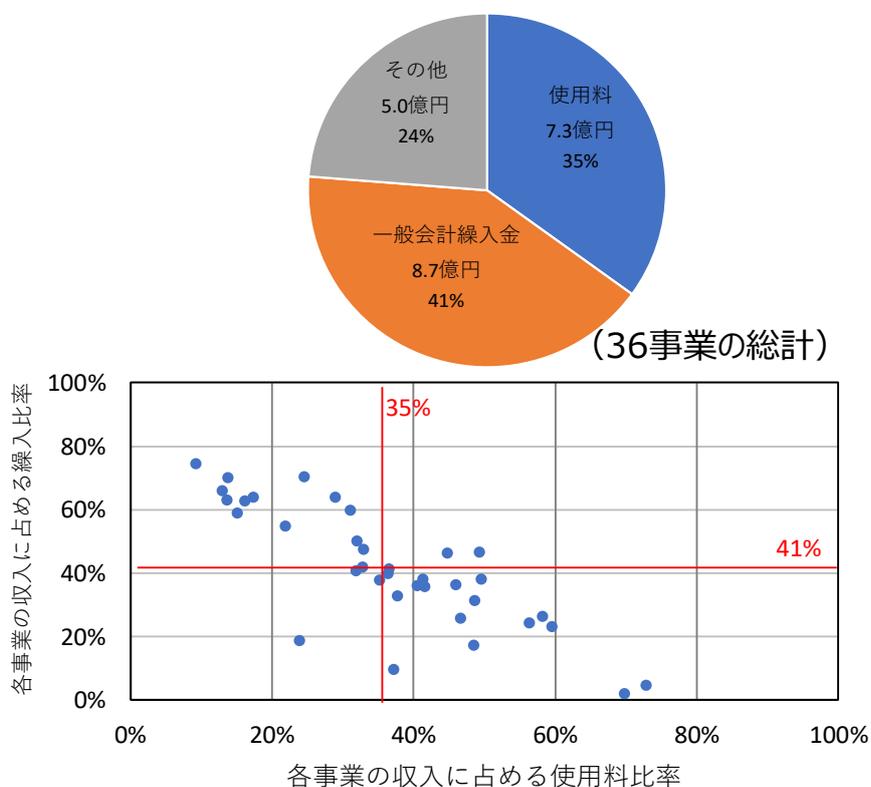


図 2-1 法適用事業 全体収入構成と分布

注釈) 地方財政法に基づく公営企業として企業会計報告を行っている対象を法適用企業、それ以外を法非適用企業とした。図中の赤線はそれぞれ使用料比率と繰入比率の平均値を示す。

出所) 平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

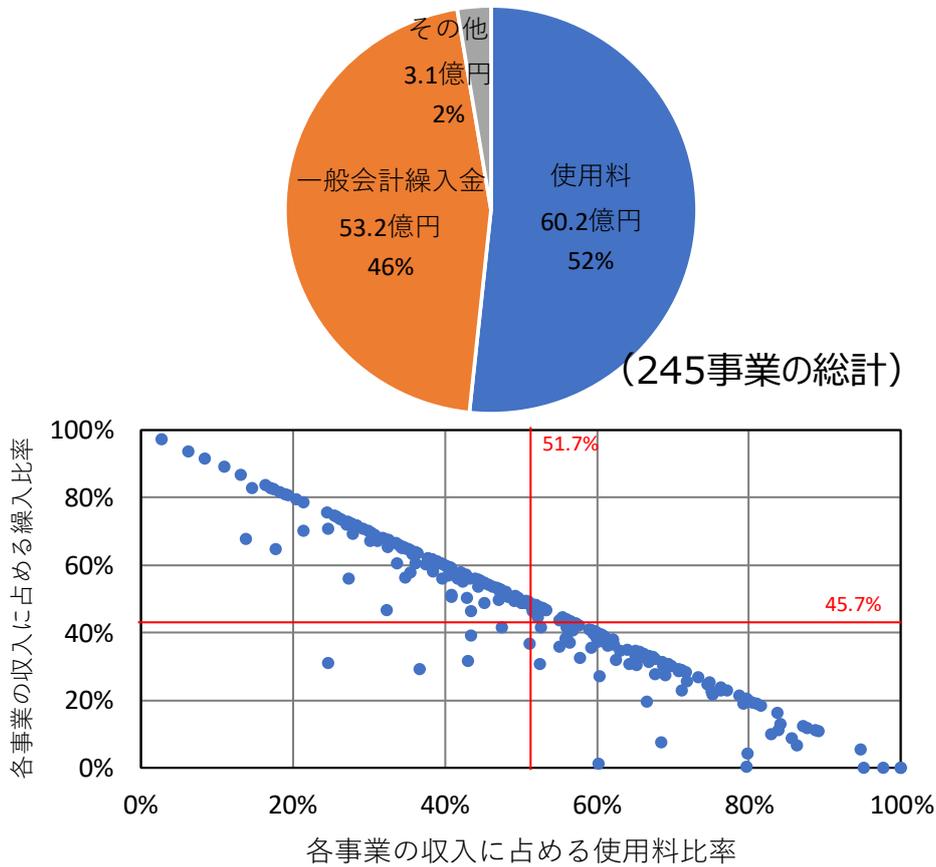


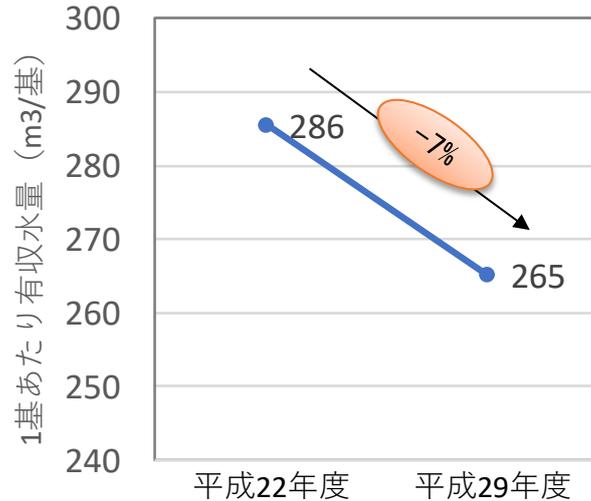
図 2-2 法非適用事業 全体収入構成と分布

出所) 平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

市町村設置型の浄化槽事業の収入と関連する数値の経時変化を、平成 22 年度及び平成 29 年度双方の公営企業年鑑に掲載されている事業に限定して整理した。

汚水処理事業は有収水量や対象基数（顧客数）の増加に比例して使用料収入が増加することから、収入に関連する数値として有収水量及び対象基数の変遷を整理した。

浄化槽事業全体の有収水量及び対象基数の変遷を次頁に示す。平成 29 年度時点の浄化槽整備事業全体の有収水量・対象基数は平成 22 年度比で 30%増加しているものの、1 基あたり有収水量は 7%減少（使用料を水道使用量でとる場合は減少）している。



	平成22年度	平成29年度	増減 (%)
総有収水量 (百万m3)	27	35	+29%
総基数 (万基)	10	13	+39%
1基あたり有収水量 (m3/基)	286	265	-7%

図 2-3 浄化槽事業全体の有収水量と対象基数の変遷

出所) 平成 22 年度公営企業年鑑、平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

1 基あたりの有収水量 (単位有収水量) が減少している中、水量に応じた従量料金制度を設けている事業もあることから、事業ごとの 1 基あたりの有収水量の増減と使用料収入増減についても整理を行った。浄化槽 1 基あたり使用料収入 (下図縦軸) は有収水量増減 (下図横軸) によらずほぼ変動がない。

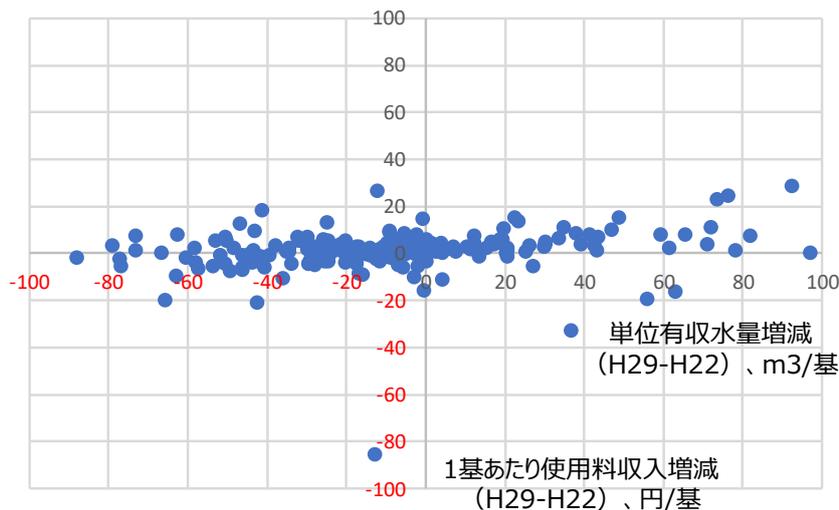


図 2-4 有収水量・対象基数と使用料収入の変遷

出所) 平成 22 年度公営企業年鑑、平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

2) 支出

市町村設置型の浄化槽事業全体の支出の内訳を法適用企業、法非適用企業の別に整理し、下図に示した。資本費は法適用企業において40%、法非適用企業において26%を占め、維持管理費及び職員給与費・その他費用の合計は法適用企業において60%、法非適用企業では74%を占めており、市町村設置型の浄化槽事業全体の支出の過半は維持管理費等で構成されている。

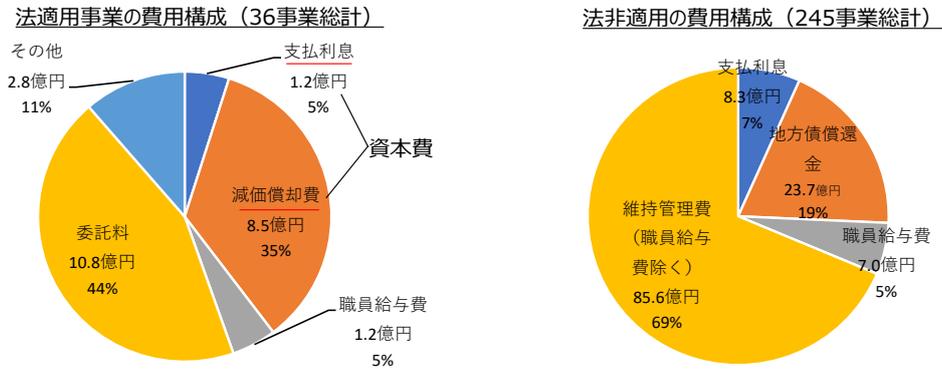


図 2-5 市町村設置型の浄化槽事業全体の支出の内訳

注釈) 法非適用企業においては、収益的費用から職員給与費を除いた額をここでは「維持管理費(職員給与費除く)」とした。なお収益的費用とは別表の「(7)業務概況(その2)に関する調」における維持管理費は、収益的費用の総額と一致する。

出所) 平成29年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

次に、浄化槽事業の汚水処理原価に占める、支出の変遷を資本費、維持管理費の別で整理した結果を下図に示す。浄化槽の汚水処理原価の大半は維持管理費で構成されており、法非適用の事業において維持管理費単価が10年間で50円/m³近く増加している。

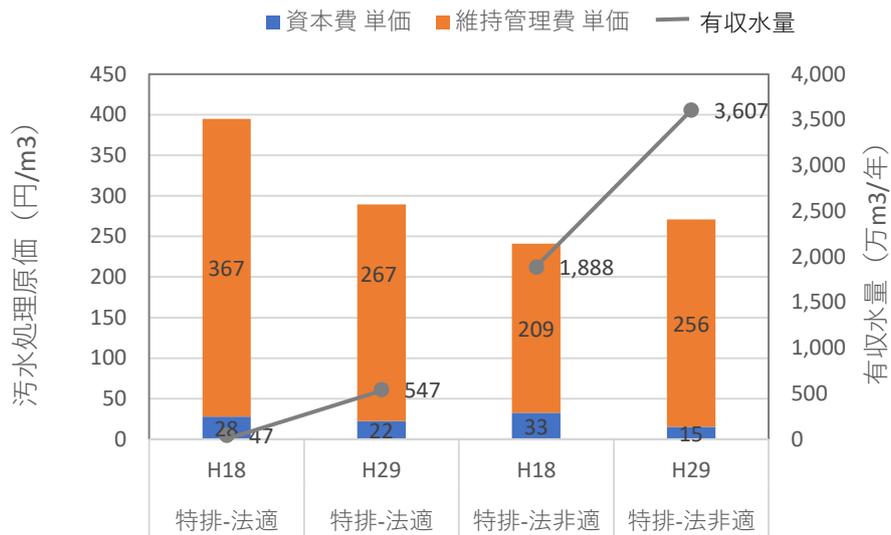


図 2-6 汚水処理原価内訳の変遷 (浄化槽市町村設置型)

出所) 平成18年度、平成29年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

3) 収支バランスに関する分析

公共浄化槽事業実施自治体における、維持管理費に対する使用料収入での回収率は法適用事業 50%、法非適用事業 65%である。事業別の1基あたり年間使用料収入の平均は37千円～43千円（月当たり換算で3.1～3.6千円/基）である。

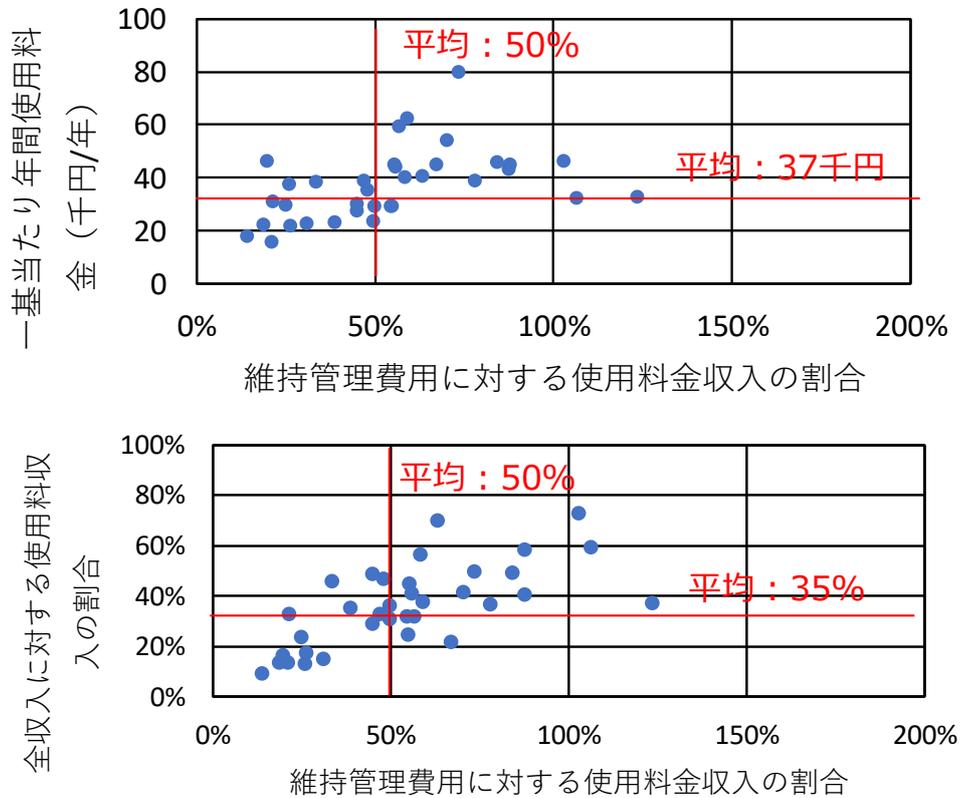


図 2-7 維持管理費に対する使用料収入の比率（法適用事業、n=36）

注釈) 1基あたりの年間維持管理費用は、法適用企業については「委託料」を、法非適用企業については維持管理費用から職員給与費を除いた額を用いて算出した。

出所) 平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

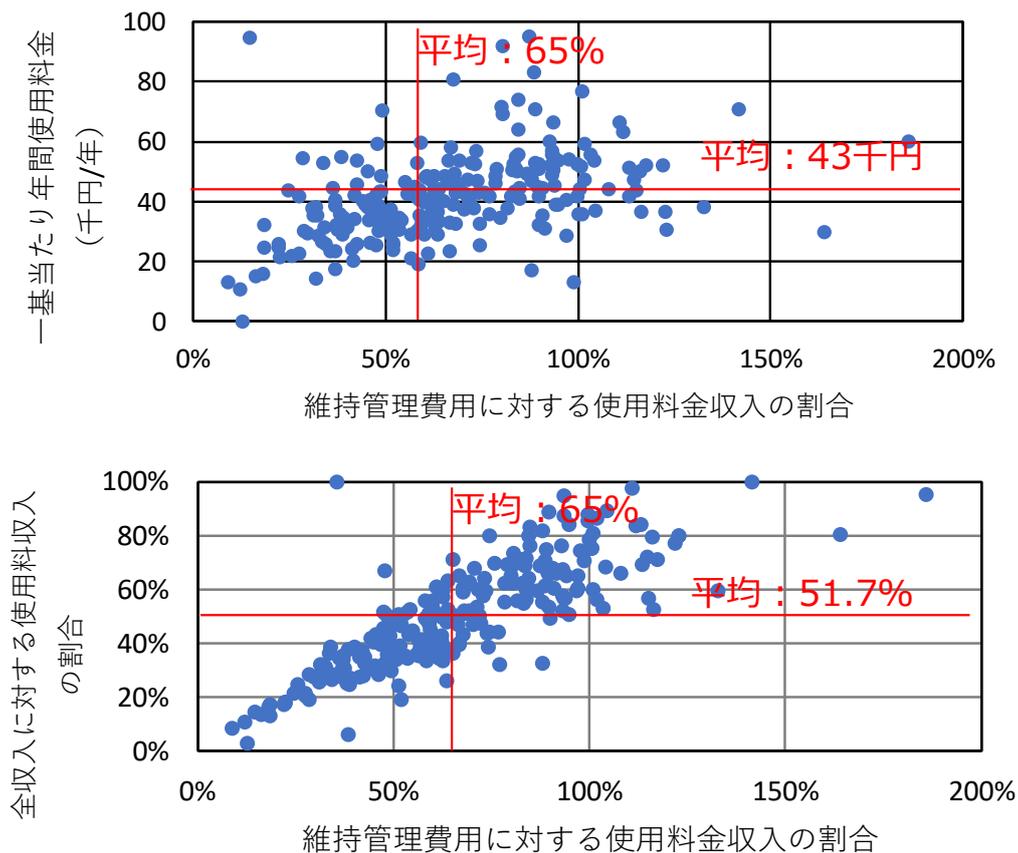


図 2-8 維持管理費に対する使用料収入の比率（法非適用企業、n=243）

注釈) 1 基あたりの年間維持管理費用は、法適用企業については「委託料」を、法非適用企業については維持管理費用から職員給与費を除いた額を用いて算出した。全事業数 245 から基数が公表されていない 2 事業を除いた 243 事業を図示した。

出所) 平成 29 年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

また、各自治体の 1 基あたり年間維持管理費用と 1 基あたり年間使用料の設定に着目して、内訳を整理した。地方公営企業の年間使用料・維持管理費用の設定に係る分布を下表に示す。当該整理により次の状況が整理される。

- 浄化槽 1 基あたり年間使用料を 40 千円以上とする事業は約半数である（全 279 事業中 142 事業）
- 他方で 1 基あたり維持管理費用が 50 千円を超える事業は 70%（279 事業中 196 事業）
- 浄化槽の維持管理費用（通常の保守点検、清掃、検査）は標準的に 40 千円台と想定されるところ、種々の要因でコストアップしている。

表 2-2 地方公営企業の年間使用料・維持管理費用の設定に係る分布

	1基あたり年間使用料 (千円)	1基あたり年間使用料 (千円)					合計	約半数の事業が年40千円以上の使用料を設定
		20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上		
1基あたり年間維持管理費用 (千円)	40未満	4	10	17	7	1	39	70%の事業で維持管理費が50千円を超え。
	40以上50未満	2	8	12	15	7	44	
	50以上60未満	0	9	17	18	20	64	
	60以上70未満	1	4	15	19	16	55	
	70以上	5	10	23	19	20	77	
	合計	12	41	84	78	64	279	

注釈) 1基あたりの年間維持管理費用は、法適用企業については「委託料」を、法非適用企業については維持管理費用から職員給与費を除いた額を用いて算出した。平成29年度時点の全事業数281から基数が公表されていない2事業を除いた279事業を表に示した。

出所) 平成29年度公営企業年鑑を用いてエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

2.2.2 浄化槽整備事業の収支の変動に係る要因分析

2.2.1 項のうち支出に係る推移において示したように、公営企業会計未導入の事業において維持管理費単価が10年間で50円/m³近く増加しており、収支変動の一因となっている。このため、ここでは維持管理費の変動要因について分析を行った。

まず、浄化槽の維持管理費は保守点検、清掃、法定検査の各費用と機器交換費用、事務費用、電気代等で構成される。この費用構成について従来整理されている値を下表に示す。個人負担の場合における最低費用は保守点検16千円、清掃25千円、法定検査5千円、総額46千円であり、市町村設置型の費用は保守点検15千円、清掃22.6千円、法定検査4.8千円、総額42.4千円である。ただしいずれの費用にも、補修費や機器交換費（ブロワ、ベルト、ダイヤフラム等交換費）、事務費等が含まれていないことに留意が必要である。

表 2-3 維持管理（保守点検、清掃、検査）に係る費用の例

文献	保守点検	清掃	法定検査	総計
今後の浄化槽の在り方に関する懇談会提言	16,931円	25,223円	5,066円	47,220円
平成28年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務報告書	16,000円	28,000円	5,000円	49,000円
埼玉県浄化槽「市町村整備型」導入マニュアル Ver.2	15,000円	22,600円	4,800円	42,400円

注釈) 掲載費用は5人槽を基準とした費用を示している。法定検査費用は11条検査費用である。

出所) 各文献よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

次に、維持管理費用の増減要因について定性的に整理する。

まず、維持管理費用の減少要因としては、対象基数が増加（もしくは有収水量増として10人槽以上が増加）することが挙げられる。浄化槽の維持管理費の多くの部分は保守点検・清掃費用が占めるところ、事業区域内の基数増加に伴い、1基あたりに係る移動時間の削減や同型式の保守点検・清掃の件数の増加による1基あたり所要時間の削減、保守点検時に必要になる部機材の調達コストの削減等の効果が見込める。

平成22年度及び平成29年度において公共浄化槽事業を実施している228自治体を対象として、平成22年度及び平成29年度の間における対象基数の増減と1基あたり年間維持管理費の増減をプロットし、その傾向を確認するためにプロットの線形近似式を最小二乗

法により求めた結果を下図に示す。

線形近似式は $y = -0.0186x + 8.5557$ となり、対象基数の増加に伴い1基あたりの年間維持管理費は減少する傾向にあり、1基増えるごとに18.6円低下する。一方で、基数増減に関わらず、1基あたりの年間維持管理費は8,555.7円、平成22年度から平成29年度の間で増加している。

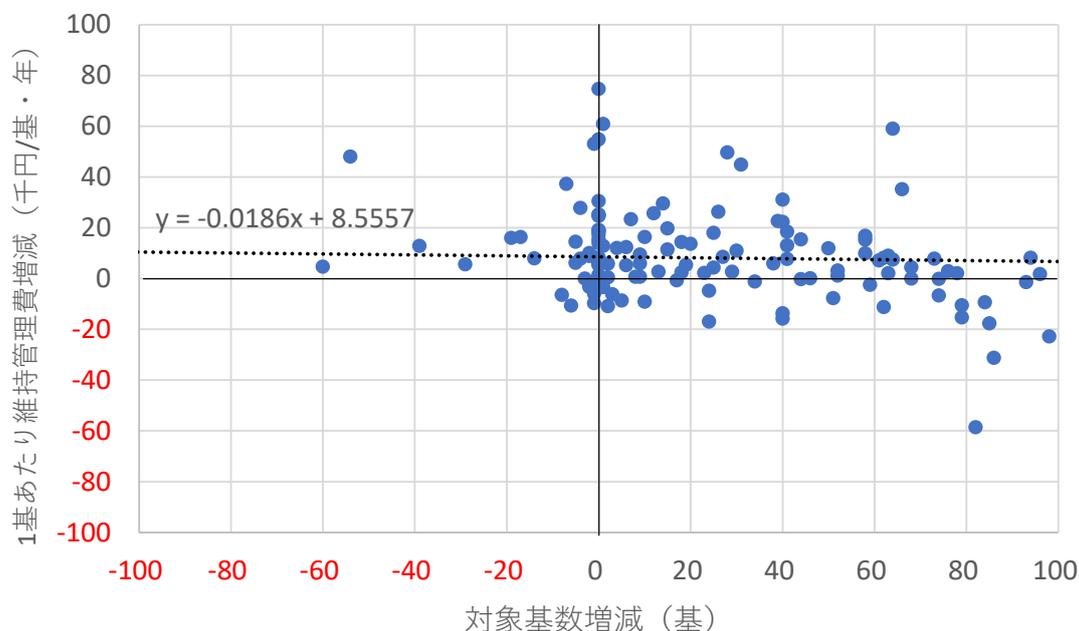


図 2-9 対象基数の増減と1基あたり維持管理費の増減

注釈) 平成22年度及び平成29年度において公共浄化槽事業を実施している228自治体を対象として、平成22年度と平成29年度の間における対象基数の増減と1基あたり年間維持管理費の増減を求めてプロットした。

出所) 平成22年度、平成29年度公営企業年鑑よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

維持管理費用の増加要因としては、人件費の増加、使用年数の増加による機器交換費・補修費用の増加、コンパクト型浄化槽等の普及に伴う1基あたりの保守点検・清掃工数の増加に伴う費用増、電力・燃料費用の高騰等が要因として挙げられる。

まず、人件費の増加については、期間中の増加は見られない。厚生労働省労働統計年報における浄化槽保守点検業・清掃業が分類される「サービス業(他に分類されないもの)」における月間賃金支給総額においては、期間中で減少の傾向が見られる。

表 2-4 浄化槽保守点検業・清掃業における人件費の変化

事業所規模	賃金支給総額 (サービス業(他に分類されないもの))	
	平成 22(2010)年	平成 29(2017)年
5人以上	271,959	256,366 (-6%)
30人以上	258,064	238,462 (-8%)

出所) 厚生労働省、労働統計年報 (平成22年、平成29年) 産業、事業所規模、性、給与内識別1人平均月間現金給与額

使用年数の増加による機器交換・補修費の増加について試算を行い、1基あたりの費用増加分を把握した。補修費用は20年以降に1回発生するものとし、100千円/30年として1基・年あたりの費用を算出。機材交換は10年経過後、10年あたりで10万円が発生するものとして算出した。

令和2年度時点の公共浄化槽の機器交換・補修費は11億円と推定され、うち、機材交換費が10億円と大半である。公共浄化槽に関する平成29年度の総維持管理費が96億円であることを鑑みると、機材交換費が10%程度を占める。

平成29年度の1基あたり年間維持管理費の平均は67千円/基であるところ、機器交換・補修費は6.7千円/基と見込まれる。

他方で、平成22年時点における機材交換・補修費は3.6億円(3.6千円/基)程度であることを鑑みると、直近10年において1基あたり費用は3.1千円/基程度増加している。

表 2-5 公共浄化槽事業における機材交換・補修費

経過年数	推定基数(基) A	補修費用 (千円/基・年) B	機材交換費用 (千円/基・年) C	費用合計 A×(B+C) (千円/年)
10年未満	53,295	0	0	0
10年～20年	63,515	0	10.0	635,150
20年以上	36,339	3.3	10.0	483,309
不明	129	0	0	0
合計	153,278			1,118,459

注釈) 試算対象は、平成29年度時点で公営企業年鑑に浄化槽基数の掲載のある279事業を対象とした。

経過年数は令和2年度(2020年度)時点での設置時点からの経過年数を示す。経過年数別基数は平成22年度(2010年度)時点での公営企業年鑑に登録された各事業の基数と事業年数より算出した。補修費用は20年以降に1回発生するものとし、100千円/30年として1基・年あたりの費用を算出。機材交換は10年経過後、10年あたりで10万円が発生するものとして算出した。

出所) 平成22年度、平成29年度公営企業年鑑よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

また、家庭向けの電力料金の平成22(2010)年以降の推移を次頁に示す。公共浄化槽に要する電力料金については、ほとんどの市町村において使用者負担としているところであり決算上の維持管理費には反映されないが、2017年時点のkWhあたりの電力料金単価は2010年比で16%増加している。

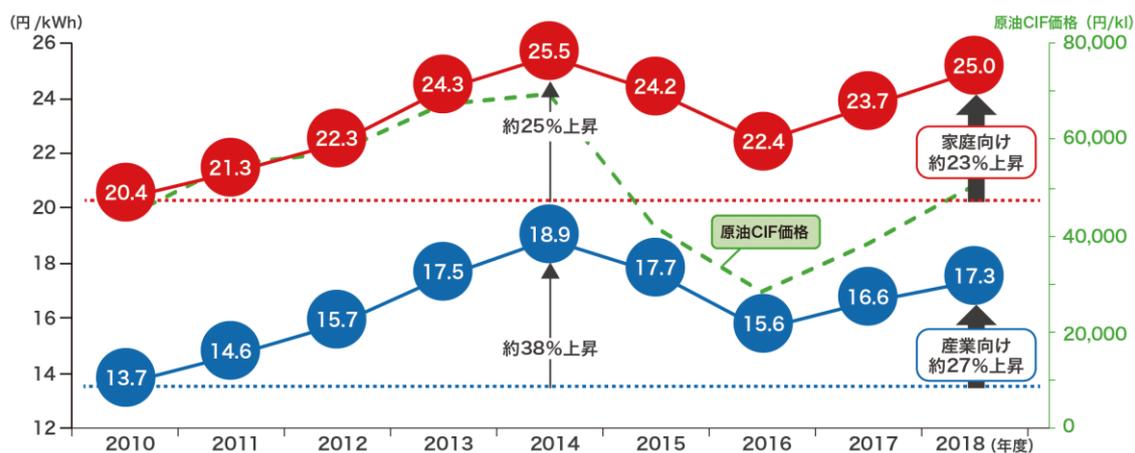


図 2-10 家庭向け電力料金単価の推移

出所) 経済産業省資源エネルギー庁、日本のエネルギー 2019 年度版、
<https://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/energy2019/html/002/>、(令和 3 年 2 月 27 日取得)

2.2.3 整備促進施策の検討

浄化槽の整備促進と維持管理の質の確保の観点で公共浄化槽事業は有効である。他方で、前項までに整理したように、直近 10 年において 1 基あたり維持管理費は増加傾向にあり、その要因として機器交換・補修費等の比率の増加が認められる。

公共浄化槽事業は地方公営企業法に基づく公益事業として実施されており、その資本の改築に相当する浄化槽の機器交換・補修費は資本費に相当する費用と考えられ、社会資本形成に向けた国庫補助費用の対象としていくことも一案である。ここでは、国庫補助費用の推定を行うことに向け、機器交換・補修費を行う場合の総額を試算した。

(1) 浄化槽の改築に係る費用の試算

公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）の全設置基数（2017 年度時点で約 15 万基）の 65%にあたる 10 万基は令和 2 年度時点で設置後 10 年以上が経過している。この分布を下図に示す。

設置後 10 年以上が経過した浄化槽 10 万基（全体の 65%）では機材交換が求められる。設置後 20 年以上が経過した浄化槽 3 万 6 千基（全体の 24%）では、さらに追加的に、本体や内部機材（交換ができないもの）の補修等が求められる確率が高まる。

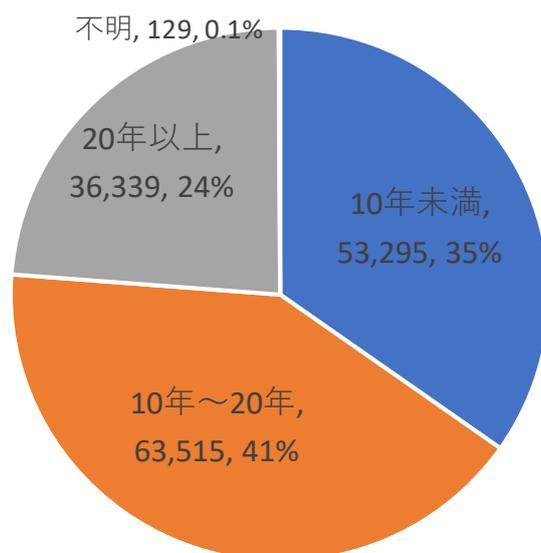


図 2-11 公共浄化槽（市町村設置型浄化槽）の経過年数分布

注釈) 公営企業年鑑における各年度の事業対象基数、事業開始年度をもとに、令和2年度時点での公共浄化槽全体の設置年数分布を推計した。

出所) 平成22年度、平成29年度公営企業年鑑よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

令和2年度時点の公共浄化槽の機器交換・補修費は、前項に示すように11億円と推定され、うち、機器交換費用が10億円と大半である。

他方で、機器交換・補修を適切に行うことにより、浄化槽の使用可能期間を延命し、長寿命化することが可能になると考えられ、長寿命化によって従来発生していた浄化槽の更新（老朽化し破損した浄化槽を新たなものに入れかえる）費用が削減されることが期待される。浄化槽使用期間30～50年とされるところ、適切な機器交換・補修により長寿命化し50年の使用が可能となると仮定した場合の費用を試算した。

適切な機器交換・補修により、浄化槽の使用期間を35年から50年に長寿命化させた場合の効果を以下に示す。

長寿命化を意図した機器交換・補修により、公共浄化槽15万基に係る今後30年間の更新・改築費用が削減され、30年間で531億円程度、年単位で18億円程度の削減が可能と見込まれる。

長寿命化を意図した改築を行わない場合、浄化槽の使用年数は35年程度にとどまり、今後30年間の更新費用1,836億円、改築費用144億円、合計で1,980億円と見込まれる。

長寿命化を意図した改築を行った場合、浄化槽の使用年数は50年程度まで延長。今後30年間の更新費用432億円、改築費用1,017億円、合計で1,449億円と見込まれる。

表 2-6 浄化槽の長寿命化による効果

R2年度時点の使用年数	対象基数	長寿命化なし (億円)		長寿命化あり (億円)	
		改築費用	更新費用	改築費用	更新費用
10年未満	53,000	74	636	352	0
10～20年	64,000	45	768	426	0
20年以上	36,000	25	432	239	432
合計	153,000	144	1,836	1,017	432
総額			1,980		1,449

注釈) 試算対象は、平成29年度時点で公営企業年鑑に浄化槽基数の掲載のある279事業を対象とした。使用年数は令和2年度(2020年度)時点での設置時点からの経過年数を示す。使用年数別基数は平成22年度(2010年度)時点での公営企業年鑑に登録された各事業の基数と事業年数より算出した。補修費用は20年以降に1回発生するものとし、100千円/30年として1基・年あたりの費用を算出。機材交換は10年経過後、10年あたりで10万円が発生するものとして算出した。長寿命化なしの場合は35年、長寿命化ありの場合は50年の使用が可能であると設定し、それ以上に達した場合は更新を行うものとした。

出所) 平成22年度、平成29年度公営企業年鑑よりエム・アール・アイリサーチアソシエイツ作成

(2) 浄化槽事業への地方財政措置拡充に向けた検討

浄化槽の長寿命化を意図した機器交換・補修により、延命化が図られることに伴い更新費用が削減され、30年間で531億円程度、年単位で18億円程度の削減が可能と見込まれる。

令和2年度時点においては、浄化槽の新規整備(もしくは単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換設置)に対して国庫補助金が支出されるのみであるが、より経済性の高い社会資本形成に向けては、既存ストックの長寿命化に対しても、その改築(浄化槽においては機器交換・補修)費用を対象として補助金を支出していくことが望ましく、これに向けた財政措置の拡充が求められる。

3. まとめと今後の課題

3.1 本業務の概要

「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合及び省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量の 3 つの指標について、評価・分析手法を整理したうえでデータの収集を行い、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び重要施策について、その進捗状況評価を行った。

進捗状況評価において、浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は 56% であり、前年度比で 1.2 ポイント増加しているものの、廃棄物施設整備計画における目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至っていない。この整備普及の加速を目的とした原因分析と、浄化槽整備区域における整備を加速させる施策の検討を行った。

原因分析にあたっては改正浄化槽法規定事項に関する施策実施動向と、各自治体等に対する事例調査、総務省公営企業年鑑に掲載された経営情報を情報源に、要因整理を行った。

施策検討にあたっては、公共浄化槽事業の推進を前提に、取り組むべき事項の整理を行った。

3.2 今後の課題

重点目標及び重要施策の進捗状況評価について、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率及び合併処理浄化槽の基数割合は、令和元年度までの 5 か年度において、浄化槽普及率については年平均 1.1 ポイント程度の増加であり、目標達成に向けて必要となる年平均 3 ポイントまでには至っていない。また、合併処理浄化槽の基数割合については、年度により異なるものの年平均 1.5 ポイント程度増加しているが、これも目標達成に必要な年平均 2 ポイント以上の増加には至っていない。

浄化槽の整備が計画に比して進捗していないことについては、今後都道府県構想に記される整備計画の内容（特に施策や目標）の変更についてフォローアップを行い、要因把握とその要因による効果を定量化することが望まれる。

また、先進的省エネ型浄化槽による 2019 年度時点の累積 CO2 排出削減量は、計画値 77,555t-CO2 に対し、実績（推計）値 63,379t-CO2 であり、年度計画値に対する実績値の進捗率は 82% である。家庭用浄化槽（50 人槽以下）の評価にあたっては、上市されている全製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率を用いて定量化しているところであるが、2017 年時点の製品ラインナップに占める先進的省エネ型浄化槽の比率であり、2020 年時点の比率を再度把握し、その値を用いて評価を行うことが望ましい。

令和 2 年 4 月施行の浄化槽法改正事項に基づく施策の推進に向けては、足元における施策の実施動向把握と、取組が行われていない都道府県・市町村等に対して意義付け及び実施を促すことに向けた周知を図っていく必要がある。

浄化槽の整備促進と維持管理の質の確保の観点で公共浄化槽事業は有効である。他方で、直近 10 年において 1 基あたり維持管理費は増加傾向にあり、その要因として機器交換・補修費等の比率の増加が認められる。

公共浄化槽事業は地方公営企業法に基づく公益事業として実施されており、その資本の

改築に相当する浄化槽の機器交換・補修費は資本費に相当する費用と考えられ、社会資本形成に向けた国庫補助費用の対象としていくことも一案である。ここでは、国庫補助費用の推定を行うことに向け、機器交換・補修費を行う場合の総額を試算した。

浄化槽の長寿命化を意図した機器交換・補修により、延命化が図られることに伴い更新費用が削減されると見込まれる。

令和2年度時点においては、浄化槽の新規整備（もしくは単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換設置）に対して国庫補助金が支出されるのみであるが、より経済性の高い社会資本形成に向けては、既存ストックの長寿命化に対しても、その改築（浄化槽においては機器交換・補修）費用を対象として補助金を支出していくことが望ましく、これに向けた財政措置の拡充が求められる。

4. 參考資料

付表 1. 市町村別の浄化槽区域内人口と浄化槽設置基数

都道府県	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽		合計 (人)
	R01 年末	R01 年末	R01 年末	R01 年末	
	処理人口	基数	処理人口	基数	
	(人)	(基)	(人)	(基)	
北海道	154,457	46,367	17,952	6,419	338,388
青森県	73,987	19,391	52,590	17,154	201,396
岩手県	126,849	35,330	2,986	1,210	283,126
宮城県	124,921	38,149	18,931	5,901	245,334
秋田県	85,633	24,801	11,548	3,663	174,131
山形県	79,393	22,617	24,118	7,991	137,480
福島県	279,170	77,342	135,983	51,885	481,881
茨城県	204,539	60,983	75,510	23,848	362,020
栃木県	222,667	62,973	99,244	42,636	369,168
群馬県	219,253	64,990	103,305	45,513	359,770
埼玉県	417,307	130,063	232,200	87,716	696,915
千葉県	421,872	125,336	271,743	99,136	789,389
東京都	13,878	4,194	4,729	2,352	27,842
神奈川県	30,735	11,349	32,915	13,697	68,902
新潟県	69,176	22,235	75,789	27,415	171,400
富山県	10,934	3,144	4,012	1,474	18,485
石川県	34,936	11,494	5,402	2,509	63,481
福井県	26,190	8,286	5,548	2,107	36,671
山梨県	52,295	17,558	39,675	11,671	105,429
長野県	104,828	37,843	1,913	933	135,339
岐阜県	101,719	32,431	32,844	14,875	161,852
静岡県	362,412	105,106	334,594	118,557	744,793
愛知県	228,721	62,619	149,125	57,053	420,137
三重県	151,716	55,439	70,288	33,321	260,509
滋賀県	4,403	1,543	231	104	7,447
京都府	35,924	12,922	2,250	952	60,778
大阪府	7,121	2,313	2,053	682	13,174
兵庫県	83,997	29,021	11,439	4,833	145,732
奈良県	32,913	9,774	11,767	5,206	56,070

都道府県	合併処理浄化槽		単独処理浄化槽		合計
	R01 年末	R01 年末	R01 年末	R01 年末	
	処理人口	基数	処理人口	基数	
	(人)	(基)	(人)	(基)	
和歌山県	181,216	55,220	100,588	37,495	339,805
鳥取県	11,503	4,060	1,233	515	17,865
島根県	71,459	29,471	9,689	4,054	138,472
岡山県	155,192	51,079	49,936	12,402	259,839
広島県	201,487	63,354	47,576	18,023	384,255
山口県	117,109	35,575	14,618	6,993	178,676
徳島県	205,505	44,132	109,511	43,855	379,583
香川県	261,564	70,672	105,539	45,654	415,718
愛媛県	139,575	38,727	63,366	22,844	264,968
高知県	169,300	38,904	40,927	15,709	285,707
福岡県	281,280	67,563	28,720	7,634	502,867
佐賀県	97,473	24,487	12,290	4,591	187,524
長崎県	127,306	36,244	12,307	4,335	286,934
熊本県	211,384	65,880	78,223	30,401	388,177
大分県	164,810	51,657	63,368	23,911	297,020
宮崎県	198,249	61,618	50,305	32,877	299,859
鹿児島県	533,351	168,762	133,492	67,179	789,007
沖縄県	61,543	12,129	34,995	11,432	125,988
北海道地方	154,457	46,367	17,952	6,419	338,388
東北地方	769,953	217,630	246,156	87,804	1,523,348
関東地方	1,687,374	515,289	861,234	327,502	2,914,774
北陸地方	115,046	36,873	85,203	31,398	253,366
中部地方	844,568	255,595	586,851	223,806	1,587,291
近畿地方	371,764	119,079	133,876	51,379	659,677
中国地方	556,750	183,539	123,052	41,987	979,107
四国地方	775,944	192,435	319,343	128,062	1,345,976
九州地方	1,613,853	476,211	378,705	170,928	2,751,388
沖縄地方	61,543	12,129	34,995	11,432	125,988
全国合計	6,951,252	2,055,147	2,787,367	1,080,717	12,479,303

付表 2. 令和元年度中の区域見直しによる浄化槽区域内人口と浄化槽設置基数の増減

都道府県名	市町村名	浄化槽整備区域、その他区域							合計 (人)
		合併浄化槽		コミプラ	単独浄化槽		くみ取り	その他	
		R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 基数 増減 (基)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 基数 増減 (基)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	
北海道	別海町	-6	-4	0	0	0	0	0	-6
岩手県	二戸市	299	81	39	17	1,148	0	0	1,486
宮城県	山元町	50	19	0	0	0	0	0	50
福島県	矢吹町	-98	-48	0	0	0	0	0	-98
栃木県	日光市	90	91	172	75	128	0	0	390
栃木県	下野市	118	68	81	47	162	0	0	361
群馬県	富岡市	0	0	-129	-43	-21	0	-742	-892
群馬県	明和町	-70	-23	-21	-9	0	0	0	-91
埼玉県	長瀬町	46	16	0	37	42	5	0	93
埼玉県	寄居町	881	415	460	217	77	38	0	1,456
千葉県	印西市	4,056	945	862	302	172	0	0	5,090
千葉県	栄町	0	0	19	4	0	0	0	19
東京都	新島村	-16	-7	-35	-16	-4	0	0	-55
富山県	高岡市	0	0	0	0	0	-16	0	-16
富山県	立山町	131	48	419	155	15	0	0	565
富山県	朝日町	199	66	142	55	94	0	0	435
山梨県	都留市	2,874	805	1,903	533	44	0	0	4,821
山梨県	大月市	2,056	741	2,782	1,227	310	0	0	5,148
岐阜県	土岐市	503	215	0	0	0	0	0	503
静岡県	静岡市	12,524	3,461	8,626	3,623	839	0	0	21,989
静岡県	磐田市	221	85	371	144	81	0	0	673
静岡県	掛川市	0	0	0	0	0	0	-323	-323
静岡県	菊川市	-115	-26	-16	-6	0	0	0	-131
静岡県	森町	-84	-33	-21	-32	10	295	0	200
愛知県	北名古屋 市	-181	-35	-84	-44	-6	0	0	-271
愛知県	幸田町	-674	-2	0	0	0	0	0	-674

都道府県名	市町村名	浄化槽整備区域、その他区域								
		合併浄化槽		コンプラ	単独浄化槽			くみ取り	その他	合計 (人)
		R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 基数 増減 (基)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 基数 増減 (基)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)	R01年度 内 処理人口 増減 (人)		
		三重県	松阪市	93	-486	359	-428	231	0	
大阪府	四條畷市	-31	-10	-115	-72	-11	0	0	-157	
兵庫県	播磨町	-2	-1	-2	-1	0	0	0	-4	
広島県	尾道市	7,697	2,481	1,243	1,095	33,627	0	0	42,567	
広島県	府中市	2,663	720	2,352	829	181	0	0	5,196	
広島県	江田島市	526	283	873	475	0	0	0	1,399	
山口県	下松市	10	5	0	0	0	0	0	10	
徳島県	鳴門市	27,173	2,808	0	0	0	0	0	27,173	
香川県	観音寺市	6,245	1,715	6,038	1,647	740	0	0	13,023	
香川県	琴平町	1,353	267	249	166	0	615	0	2,217	
愛媛県	松山市	15,471	2,981	6,703	1,696	1,060	9	0	23,243	
福岡県	行橋市	-122	-35	0	0	-467	0	0	-589	
佐賀県	鹿島市	569	174	233	98	751	0	0	1,553	
佐賀県	基山町	1,163	256	-65	-13	235	0	0	1,333	
長崎県	波佐見町	1,000	251	30	10	0	0	0	1,030	
熊本県	水俣市	380	182	382	184	415	16	0	1,193	
鹿児島県	指宿市	269	45	0	0	0	0	0	269	
沖縄県	南城市	0	0	0	0	0	-1,813	0	-1,813	
沖縄県	本部町	85	27	125	32	7	0	0	217	

付表 3. 浄化槽休止届の規定事項

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
北海道	札幌市	3	特に定めていない	○											規定なし	規定なし
	函館市	2	特に定めていない	○						○						維持管理については、特に指導していない
	旭川市	20	1年以上	○						○						浄化槽管理者が行う。
	室蘭市	14	1年以上	○						○						取扱等は定めていない
	釧路市	1	特に定めていない	○						○						なし
	留萌市	2	1年以上	○						○						特になし
	江別市	2	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については、休止中は行っていない。再開時には必要があれば清掃を行う。
	士別市	11	特に定めていない	○					巡視点検	○		○	○	○		巡視点検として、使用の有無や外観の確認を行う。
	千歳市	4	特に定めていない	○						○						休止中は、法定検査、保守点検、清掃等の維持管理義務を求めない。
	深川市	4	1年以上	○			○	○		○		○	○	○		特に指導等はしていない
	石狩市	0	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理基準を実施している。
	乙部町	0	1年以上	○						○		○	○	○		休止中は法定検査、保守点検、清掃等の実施無し
	島牧村	2	特に定めていない	○						○						保守点検を継続して実施
	蘭越町	3	特に定めていない	○						○						浄化槽協会に通知
	奈井江町	4	特に定めていない	○	○					○						特になし
	鷹栖町	10	特に定めていない	○						○						清掃後槽内水張りの状態で維持管理
	剣淵町	2	特に定めていない	○	○					○	○	○	○	○		次の使用者が来るまで維持管理は行わない。
	音威子府村	0	特に定めていない	○						○						なし
	幌加内町	0	特に定めていない	○						○						法定検査、保守点検、清掃といった維持管理について積極的に指導等は行っていない
	増毛町	2	特に定めていない	○						○						特段の指導は実施していない。
苫前町	1	特に定めていない	○						○		○	○	○		関係機関等と協議し判断を仰いでい	

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他		
																る。	
	初山別村	0	特に定めていない	○							○						設置管理者
	猿払村	0	特に定めていない	○							○	○	○	○			休止中の検査や点検、清掃は行っていない
	中頓別町	0	特に定めていない	○							○	○	○	○			特になし
	枝幸町	0	特に定めていない	○		○	○	○			○	○	○	○			汚泥の引抜、ブロワの停止等
	幌延町	0	特に定めていない	○							○						特に対応していない。
	置戸町	0	特に定めていない	○							○	○	○	○			保守点検事業者による点検及び清掃を実施
	豊浦町	2	特に定めていない		○	○	○	○				○	○	○			直近の浄化槽の状況を考慮の上、再開時までの維持管理は休止
	新冠町	4	特に定めていない	○							○						法定点検・保守点検等は受けていない
	音更町	4	特に定めていない	○							○						個別排水処理施設管理者による巡回点検の実施
	鹿追町	4	特に定めていない	○			○	○			○						法廷検査・保守点検・清掃
	更別村	0	特に定めていない	○							○						再開時に点検の実施
北海道	豊頃町	1	特に定めていない	○							○						依頼がない限り維持管理を行っていない。
	本別町	1	特に定めていない	○							○						休止届を受けた時点から保守点検を行わない
	鶴居村	4	特に定めていない	○							○						要清掃
	別海町	12	特に定めていない	○							○						浄化槽管理者が維持管理
	羅臼町	7	特に定めていない	○							○	○	○				自己の管理による
青森県	十和田市	35	特に定めていない	○			○	○			○		○				浄化槽清掃を行い水張り以降、保守点検のみ
	平内町	1	特に定めていない	○	○			○			○	○					清掃を実施し、水張りする。
	大鰐町	2	1年以上	○				○			○						清掃後、常に満水とし電源を落とした状態で適正に管理するよう指導。
岩手県	岩手県	109	特に定めていない	○							○						特に定めていない
	宮古市	0	特に定めていない	○				○	消毒剤の撤去		○						免除
宮城県	仙台市	8	特に定めていない	○					水質検査等は槽内の状況による		○						維持管理は原則として休止とする。

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
	角田市	1	特に定めていない	○		○	○	○		○		○	○	○		すべて再開までは実施しない
	柴田町	0	特に定めていない	○						○						浄化槽内の汚泥を抜き取るなどの適切な処置を行ってもらう
	丸森町	0	特に定めていない	○						○						今まで休止の実績はない
	大和町	3	特に定めていない	○				○		○		○				維持管理は休止している。
	大郷町	2	特に定めていない	○						○						清掃を行った後、維持管理も休止
	加美町	0	特に定めていない	○	○				○		○	○	○			維持管理も休止とする。
秋田県	能代市	8	特に定めていない	○				○		○		○				休止前に浄化槽の清掃をするため、休止状態の時は維持管理なし。
	東成瀬村	0	特に定めていない	○						○		○				清掃後に水張りを行う
山形県	鶴岡市	1	特に定めていない	○										規定なし、事務処理上の運用なし		特になし
	上山市	0	特に定めていない	○					○			○				H30から職員による外観検査
	長井市	2	特に定めていない	○	○				○	○						清掃及び水張りを実施
	尾花沢市	2	特に定めていない	○					○			○	○			休止する際には汚泥引抜や清掃、再使用の際に法定検査と保守点検を行うよう口頭指導。
	南陽市	4	特に定めていない	○					○			○	○			管理者自身に管理を任せている。
	中山町	2	特に定めていない	○						○						特に定めていない。
	河北町	7	特に定めていない	○						○						維持管理業者へプロアの停止等を確認
山形県	朝日町	5	特に定めていない	○					○				○			休止前に維持管理を行い、使用再開時に水質検査の実施をお願いしている
	大江町	9	特に定めていない	○						○						休止届が提出された時点で口頭で適切な維持管理の実施を指導
	最上町	0	特に定めていない	○	○				○	○						点検・清掃を行っている業者へ連絡し、対処している。
	舟形町	0	特に定めていない		○						○					長期休止の前例はなく、老人の冬季施設入所等による短期休止だけなため、特に休止による指導はしていない。
	大蔵村	1	特に定めていない	○					○				○			特に行っていない。
	高島町	0	特に定めていない	○					○				○	○		休止時に清掃を実施する
	小国町	1	特に定めていない	○					○			○	○	○		法定検査については、検査機関への情報提供。清掃、保守は届出人から契約業者へ連絡。

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他		
	白鷹町	8	特に定めていない	○				○			○						清掃を実施し、保守点検、11条検査は実施していない。保守業者と指定検査機関へ情報提供している。
福島県	須賀川市	1	特に定めていない	○				○			○						維持管理は不要
	喜多方市	5	特に定めていない	○		○	○	○			○	○	○				槽内清掃後、水を張り、ブローアの電源を切った状態にしてもらう。また、維持管理契約等については、管理者より委託先業者へ連絡をするよう促している。
	二本松市	3	特に定めていない	○				○			○	○	○				清掃を実施し、規定水位まで水張りを行う。消毒薬は薬剤筒から取り除く。ブローアの電源は切る。定期的に水張りを行い、水位の低下に伴う土圧による槽の変形、破損を防ぐ。定期的にマンホール蓋等の状況などを確認することなどを指導。
	南相馬市	2	特に定めていない	○			○	○			○	○					契約解除となり実施しない。
	伊達市	0	特に定めていない	○	○				○		○						昨今、休止届の受付の事例はありませんが、長期間休止（店舗等廃業など）する場合は、休止届受付の可能性は想定しています。その場合、休止届（任意様式）の添付書類として、清掃記録票の写しの添付は必須と考えています。休止中の浄化槽の法定検査等は建物の利用もないことから、指導等も難しいと考えています。
	川俣町	0	特に定めていない	○							○						法定検査等なし
	大玉村	0	特に定めていない	○					○		○	○					特になし
	南会津町	15	特に定めていない	○	○						○	○					休止前に清掃の案内を行っている。
	猪苗代町	6	特に定めていない	○							○						再開の際は、保守点検業者等に浄化槽の機能に問題がないか事前に確認するよう依頼し、不具合があれば修繕等をするよう口頭で指導する（業者一覧を渡す）。
福島県	金山町	1	特に定めていない	○	○			○		○	○					槽内の汚泥を汲み取り、その後に水張りを行うよう指導。再開までは維持管理は停止。	

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他		
	矢吹町	1	特に定めていない	○							○						特に定めていない
	矢祭町	0	特に定めていない	○			○	○			○	○					休止の際に保守点検及び清掃を行い、再開時に保守点検、法定検査を行うよう指導する。
	浅川町	0	特に定めていない	○			○				○	○					休止前に清掃を実施し、清掃後は水張りをし適正な管理をするよう説明している。
	三春町	0	特に定めていない					○			○						町管理：清掃のみ実施、法定検査及び保守点検は使用再開まで未実施 町管理以外：所有者に清掃の実施を町から指導
	会津若松市	0	1年以上	○							○						清掃を行い、水を張る。
	白河市	1	特に定めていない	○							○						清掃・点検は行わない。 維持管理等は管理者が行う。
	田村市	7	特に定めていない	○					○		○	○					汲み取り、清掃後に水張り
	下郷町	3	特に定めていない	○					○		○	○					休止前に清掃し、維持管理は特に実施しない
	西郷村	0	特に定めていない	○							○						休止の際は、清掃をしてもらい、法定検査、保守点検等は免除
小野町	1	1年以上	○					○		○						特になし	
茨城県	茨城県	187	特に定めていない	○							○						特に定めなし
	日立市	7	特に定めていない	○							○						清掃を実施し水張する
	高萩市	7	特に定めていない	○							○	○	○				浄化槽休止後、報告書に休止後の措置を記入。
栃木県	宇都宮市	10	特に定めていない	○							○						なし
	栃木市	1	特に定めていない	○							○				浄化槽使用開始報告書の提出	休止する際は浄化槽内の清掃を行い、また使用再開後は法定検査、保守点検を励行するよう指導を行っている。	
	佐野市	0	特に定めていない	○							○						休止中の維持管理については特に指導等は行っていない。
	鹿沼市	21	特に定めていない	○							○						休止台帳で管理 清掃実施後、水張り
	日光市	1	特に定めていない	○							○				維持管理に関する委託契約書の写	特に無し	

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
															し	
	小山市	0	特に定めていない	○							○					要綱に記載なし
	真岡市	0	特に定めていない	○				○			○					特に定めていない
栃木県	大田原市	24	特に定めていない	○							○					長期休止となった場合は、清掃後に水張りをする。
	那須塩原市	1	特に定めていない	○											特に定めていない	休止期間中は中断し、使用開始後に再開するよう指導
	さくら市	0	特に定めていない	○											特に定めていない	特に定めていない。
	那須烏山市	0	特に定めていない	○							○					特に定めていない
	上三川町	0	特に定めていない	○							○		○			保守点検及び清掃業者に相談することを呼びかける。
	茂木町	14	1年以上	○					○		○	○				清掃後、水を張っておくこと以外特に指導等はしていない。
	市貝町	0	特に定めていない	○							○					なし
	芳賀町	1	特に定めていない	○							○	○	○			特に無し
	高根沢町	3	特に定めていない	○					○		○					要綱に規定なし。
	那須町	0	特に定めていない	○							○					保守点検業者と相談するよう指導する
那珂川町	0	特に定めていない	○							○					事例なし	
群馬県	群馬県	592	特に定めていない	○							○					保守点検、清掃の実施、及び法定検査受検は不要としている。
	前橋市	6	特に定めていない	○							○					特になし
	高崎市	139	1年以上	○					○		○					保守点検、清掃、法定検査の免除（ただし、生活環境保全上の問題が発生したときはこの限りではない）
	下仁田町	2	特に定めていない	○					○		○					清掃後水張り作業実施
	東吾妻町	11	特に定めていない	○					○		○					休止中は維持管理はしない。使用再開したら維持管理も再開
埼玉県	川越市	1	特に定めていない	○					○		○	○	○			指導対象浄化槽から除外。
	川口市	10	特に定めていない	○								○				維持管理の必要なし
	越谷市	2	特に定めていない	○	○				○		○	○				台帳において空き家処理にし指導対象から外す
	滑川町	0	特に定めていない	○					○						使用開始届の提出	免除

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
															出	
	嵐山町	5	特に定めていない	○							○					状況により判断。
	ときがわ町	3	特に定めていない	○				○			○					休止中は維持管理無し
	横瀬町	0	特に定めていない	○				○			○					使用休止期間内の法定検査（11条検査）・保守点検・清掃は実施無し
	小鹿野町	6	特に定めていない	○				○				○				特に維持管理は実施していない
	東秩父村	0	特に定めていない	○				○			○					休止届受理後清掃を実施。保守点検、清掃委託業者へ連絡し、使用再開されるまでの間は点検等は行わない。
	秩父市	9	特に定めていない	○				○		○	○	○				保守点検・法定検査・清掃の実施を休止する
千葉県	千葉市	12	特に定めていない	○				○			○					休止時に清掃していれば維持管理不要と扱っている
	船橋市	3	特に定めていない	○										定めていない		特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行うよう指導
	柏市	1	特に定めていない	○												特段の指導は実施していない。
東京都	八王子市	7	特に定めていない	○				○			○					市設置型において、清掃後清水を満たした状態で保全する。維持管理は行っていない。
神奈川県	横浜市	10	特に定めていない	○				○						休止期間を過ぎたものは使用中とみなす		特になし
	川崎市	0	特に定めていない	○	○						○	○				休止に際して清掃を行うこと、ばっ気型の浄化槽についてはモーターの電源を切っておくことなどを指導している。
新潟県	新潟県	40	1年以上	○				○			○					休止中に環境保全上の支障が生じないよう必要な措置を講じるよう指導。保守点検、清掃、法定検査の受検は特段の理由がない限り要しない
	新潟市	0	1年以上	○				○			○					不要
	長岡市	12	1年以上	○				○			○					休止前に清掃を行うなど、休止中における環境保全上の措置が講じられた浄化槽については、休止状態の維持管

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																理は特段の理由がない限り要しない。
	十日町市	13	1年以上	○				○					○			市管理。休止時、委託業者による清掃。再開時委託業者による点検。
	阿賀野市	0	特に定めていない	○				○					○	○		休止とする前に清掃を実施し、臭気などの苦情が生じないよう指導する。再開する際は保守点検等の契約や法定検査の受検について指導する
	佐渡市	23	1年以上	○				○					○			休止する前に完全清掃（汚泥全量引抜き）を実施、休止中に異臭・病害虫の発生等の問題が起こった場合は管理者において直ちに対処
	胎内市	6	特に定めていない	○												原則不要
富山県	富山県	0	特に定めていない		○			○	使用できなくするための措置				○			休止中は、法定検査、保守点検、清掃は不要としている。
石川県	七尾市	0	特に定めていない	○												清掃し、再開時まで状態保持
	輪島市	1	特に定めていない	○				○								届出後に清掃を行い、それ以後は行わない。
石川県	珠洲市	0	特に定めていない	○												取り決め無し（休止届の実績なし）
	羽咋市	0	特に定めていない	○												取り決め無し（休止届の実績なし）
	志賀町	0	特に定めていない	○												取り決め無し（休止届の実績なし）
	宝達志水町	0	特に定めていない	○												休止届受理後、浄化槽の清掃を行い、再開まで点検等維持管理は行っていない。
	能登町	0	特に定めていない	○												再開まで点検等の維持管理は行っていない。
福井県	福井市	0	特に定めていない	○				○								免除される
山梨県	甲斐市	0	特に定めていない	○									○	○	○	関係業者に連絡を取り、直近で一度メンテナンスを行ない、以降は行わない。再開後は、引き続き行なっていく。
	甲州市	0	特に定めていない	○			○	○					○			維持管理の実施は求めている。
	道志村	0	特に定めていない	○	○			○								汲取りを行い、水を張った状態で管理。
長野県	松本市	16	特に定めていない	○												市町村設置型のため、休止が出され

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																た場合は維持管理も休止します。
	上田市	17	特に定めていない	○							○					休止する前に清掃を行うよう指導
	飯田市	21	特に定めていない	○			○	○			○		○			保守点検、清掃を一時休止。（要綱上記載はない）
	須坂市	2	特に定めていない	○							○					特になし
	大町市	5	1年以上	○	○			○			○	○				清掃及び水張りを条件に特に維持管理をしなくても指導しない
	佐久市	14	特に定めていない	○							○					浄化槽の使用再開届が提出されるまでは特に管理については市道していない。
	南牧村	2	特に定めていない	○							○					委託業者と協議
	富士見町	0	1年以上	○				○			○					指導は特になし
	箕輪町	0	特に定めていない	○							○					特になし。
	飯島町	3	特に定めていない	○				○			○	○				プロアの停止と清掃の指導
	高森町	1	特に定めていない	○				○			○	○				特になし
	阿智村	1	特に定めていない	○							○					清掃業者に相談するように伝える
	豊丘村	1	特に定めていない	○	○						○	○	○	○		休止前の保守点検にて適正な状態にし再開まではその状態を維持していく
	南木曾町	0	特に定めていない		○							○				維持管理はしないが、維持管理業者に年1回確認を行ってもらう。法定検査も受検対象としないようにする
	大桑村	2	特に定めていない	○	○			○			○	○				管理者責任による管理
	生坂村	2	特に定めていない	○							○	○	○			法定検査、保守点検の対象から外している。清掃の実施は求めていない。
	高山村	0	特に定めていない	○							○					休止中は設置者が管理する。
	飯綱町	0	特に定めていない	○							○					法定検査、保守点検及び清掃が義務付けられている旨を伝えている
	川上村	1	特に定めていない	○							○					特になし
	小諸市	8	特に定めていない	○							○					特になし
	千曲市	2	特に定めていない	○							○					特に定めていない
	泰阜村	0	特に定めていない	○				○			○		○	○		全槽の全量の清掃を実施し、水張りを行っていただく
	松川町	0	特に定めていない	○							○					特になし。
長野県	伊那市	6	特に定めていない	○							○					プロアを停止するときは、汚泥全量引き抜き、水を張り、周辺住民から苦情が来ないようにしてもらう。プロアが稼働しているところは、管理業者に見

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																てもらう。
岐阜県	飛騨市	0	特に定めていない	○							○					法定検査等は実施しない。
	海津市	20	特に定めていない	○				○			○	○				休止前に最終清掃を行うよう指導している。
静岡県	掛川市	6	特に定めていない	○	○			○			○	○				最終清掃を行い、以降は法定検査、保守点検、清掃等は実施していない。
愛知県	豊橋市	3	特に定めていない	○				○			○					特に定めていない
三重県	津市	9	特に定めていない	○							○					届出について、休止の事由等により管理区分が異なるが、特別な場合でなければ市管理としている。
	松阪市	17	特に定めていない	○				○			○					休止中は維持管理を停止、再開の届出により維持管理を再開としている。
	伊賀市	2	特に定めていない	○				○			○	○				市町村型浄化槽の休止時には、浄化槽の清掃を実施したうえで、水を張っておくこととしている。
	大台町	7	特に定めていない	○							○					清掃の後、使用再開まで保守点検等は実施していない
	大紀町	11	特に定めていない	○					○		○		○			法定検査・保守点検・清掃はしなくてよいものとしている。
	南伊勢町	2	特に定めていない	○							○					休止前に清掃を行い、法定検査・保守点検・清掃は再開まで行わない
	紀宝町	13	特に定めていない	○					○		○					法定検査、保守点検、清掃の維持管理について、休止届が提出された場合、その後は実施しない。
	多気町	1	特に定めていない	○						○						休止中は維持管理も休止。
滋賀県	竜王町	0	特に定めていない	○						○						清掃の実施を要する。
京都府	京都市	3	特に定めていない	○						○			○			特に定めていない。
	福知山市	0	特に定めていない	○				○			○		○			最終清掃を行い、槽内の水張を行う。
	綾部市	6	特に定めていない	○				○			○					行っていない
	宇治市	11	特に定めていない	○							○	○	○			休止前の清掃及び、休止中の水張りをお願いしている。また、休止中の浄化槽の運用については、浄化槽維持管理業者と相談していただいている。届出は廃止届の備考欄を利用して提出していただいている。再開時は、使用開始届を提出していただく。その際、通常の使用開始届提出時

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																と同じく清掃・保守点検・水質検査の説明を行う。
	宮津市	2	特に定めていない	○							○					再開するまでは、維持管理に係る指導はしていない。
	向日市	1	特に定めていない	○	○						○	○				維持管理等の指導の対象外とする。
	京丹後市	10	1年以上	○				○				○	○			維持管理義務を免除
	南丹市	14	特に定めていない	○				○			○					維持管理は必要としない。（休止には、最終清掃及び水道の閉栓を条件としている）
	木津川市	4	特に定めていない	○				○			○	○	○			維持管理に関する指導の対象外。
	久御山町	0	特に定めていない	○	○						○					休止前に清掃業者等に依頼して槽の洗浄、消毒等の処置を行い、指定検査機関に休止の連絡をしてもらう。
	笠置町	0	特に定めていない	○							○		○			維持管理の指導を行わない。
	京丹波町	0	特に定めていない	○				○			○					維持管理指導の対象外とする。
	与謝野町	0	特に定めていない	○				○			○	○	○			維持管理に関する指導は実施しない。
大阪府	高槻市	1	特に定めていない	○				○							特に無し	維持管理の指導対象としない
兵庫県	相生市	0	特に定めていない	○							○					特に指導等ありません
	加古川市	5	特に定めていない	○							○					年1回以上の保守点検及び清掃
	宝塚市	0	特に定めていない	○	○	○	○	○			○	○				休止する際の最終汲み取り、及び水張は、所有者が清掃業者に依頼して個々でしてもらいます。休止後の維持管理は、特にしていないと思われます。
	朝来市	14	特に定めていない	○	○			○			○	○				休止期間を確認し、長期休止となる場合には、休止前に必ず清掃を実施し、きれいな水を張った状態でブロワーの電源を切るようにし、短期の場合は、施主と相談し、ブロワーの電源を切らないよう指導を行っている。
	丹波市	0	特に定めていない	○				○								①休止時には、必ず清掃を実施する。 ②ブロワーの電源を切る。 ③定期的にマンホール等の確認をする。 ④その他、浄化槽の保全のための必要と思われる措置を行う。

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他		
	多可町	5	1年以上	○	○						○	○	○	○	○	○	休止時に水を張る
	佐用町	52	特に定めていない	○					○		○					微生物の活性剤及び塩素の設置	休止時に汚泥の全量引抜き、水道水を張り、再開までの間は維持管理を停止する。
奈良県	奈良県	85	1年以上	○							○						特になし
	生駒市	8	1年以上	○							○						維持管理の指導は行っていない。
	曾爾村	1	特に定めていない	○							○						特になし
	御杖村	0	特に定めていない	○	○			○	○								管理者
	奈良市	18	1年以上	○							○						休止期間中は、法定検査、保守点検、清掃を行わなくてもよい。
和歌山県	和歌山市	61	3ヶ月以上	○							○						休止の届出等が提出され休止状態となった場合は、その間の維持管理を免除
	橋本市	8	3ヶ月以上	○							○						特に定めていないが、休止時に清掃及び水はりを行う。
	有田市	27	特に定めていない	○							○	○	○				清掃は休止。法定検査・保守点検は受けるよう説明。
	田辺市	37	3ヶ月以上	○							○						点検業者へ休止の旨伝達するよう指導している。
	紀の川市	32	特に定めていない	○							○	○	○				休止中であっても、ブロワは稼働させておくように指導している。
和歌山県	高野町	2	特に定めていない	○							○						清掃連合会及び水質保全センターに連絡し、清掃業者が休止の処置を行う
	印南町	18	特に定めていない	○							○						休止中であっても、ブロワは稼働させておくように指導している。
	白浜町	4	3ヶ月以上	○							○						3ヶ月以上に渡り休止する際、廃止時と同様に、最終清掃報告書を清掃業者に記入してもらうよう伝え、休止届とともに提出するよう指導している。
	串本町	17	3ヶ月以上	○							○						特に無し
鳥取県	鳥取県	14	1年以上	○							○						規定なし
	鳥取市	16	1年以上	○							○						保守点検・法定検査免除 休止時清掃必須
	米子市	32	1年以上	○							○						休止届出中は保守・清掃・法定検査の実施は不要
	倉吉市	5	特に定めていない	○							○						休止時の清掃の実施及び再開時にお

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																ける届出、保守点検、法定点検の実施を指導する通知
	境港市	8	1年以上	○				○		○		○	○	○		浄化槽が使用されない限り通常の維持管理を行わない。
	三朝町	6	1年以上	○				○		○		○				規定なし
	琴浦町	6	特に定めていない	○				○		○						11条検査、保守点検、清掃について休止
	日野町	1	1年以上	○						○						個人が対応
島根県	島根県	168	特に定めていない	○	○			○		○		○				休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、清掃後、水張等の措置を行うよう指導している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
	松江市	14	特に定めていない	○	○			○		○						法定検査は休止の間は実施しない。休止の際には浄化槽の清掃を実施、清浄な水を入れている。
	浜田市	0	1年以上		○			○				○				休止連絡後、槽内の抜取・清掃を行い、水を張り休止している。再開までは点検は実施しない。
	安来市	0	特に定めていない	○						○		○				使用者と休止期間を確認し、維持管理方法を決定する。
	雲南市	40	特に定めていない	○	○			○		○						休止状態となった浄化槽は法定検査、保守点検及び清掃を行わない。
	大田市	2	特に定めていない		○			○		○		○				維持管理を休止とする
	飯南町	0	特に定めていない	○	○			○		○		○				清掃を実施し、満水状態にして管理する。
島根県	美郷町	0	特に定めていない	○						○						休止の際には浄化槽の汲取、清掃を行い、清浄な水を入れて置く。
	海士町	0	長期不在若しくは使用時期不明の場合		○			○			○					未実施 年に1回程度、張水の確認
岡山県	岡山県	389	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	岡山市	3	特に定めていない	○						○						委託している保守点検業者等に連絡をし、清掃、水張り等の措置をするよう指導している。
	倉敷市	46	特に定めていない	○				○		○						管理者と保守点検業者との間の個別

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																契約内容による
	真庭市	0	特に定めていない	○							○					使用者は、自己都合により休止の場合に要する清掃費用を負担する。
	奈義町	0	特に定めていない	○							○					通常と同様の維持管理を行う。2年度より、休止状態時の維持管理は検討する。
広島県	広島市	44	特に定めていない	○							○					維持管理を休止してもよい。
	呉市	26	特に定めていない	○				○			○			届出書に11条検査依頼書を添付		特に指導していない
	尾道市	71	特に定めていない	○	○				○		○	○				免除
	福山市	304	特に定めていない	○							○					法定検査、保守点検、清掃といった維持管理については免除する。
	府中市	35	特に定めていない	○							○					休止・再開の届は、管理者及び保守点検清掃業者を通じて提出させている。提出後、浄化槽台帳で休止浄化槽の把握をしている。法定検査については、市から検査機関へ休止・再開届の写しを送付している。
	庄原市	8	1年以上	○					○		○					翌年度以降の法定検査、維持管理契約は行わない。（市設置型浄化槽の場合であり、個人設置型浄化槽についての取り決めはない。）
	大竹市	0	特に定めていない	○							○					規定なし
	府中町	14	特に定めていない	○							○					休止期間は免除
	安芸太田町	16	特に定めていない	○							○					維持管理の必要なし
広島県	北広島町	7	特に定めていない	○							○				維持管理者への連絡	契約の凍結状態（台帳データのみ保存）
	世羅町	24	特に定めていない	○							○					規定なし
山口県	山口県	202	特に定めていない	○							○					法定検査受検の免除
	下関市	48	特に定めていない	○					○	電気・水道の停止	○					法定検査受検の免除
	山口市	20	特に定めていない	○							○					浄化槽の清掃・水張り

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理		
				(休止時)						(再開時)								
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他			
	萩市	37	特に定めていない	○	○			○			○	○			○	○		管理者に任せている。
	長門市	16	特に定めていない	○							○		○	○				休止にする場合は、維持管理業者に相談のうえ、浄化槽内に水を張る等の措置を行うように指示している。法定検査については休止の期間中は受検対象外となる。
	周南市	24	1年以上	○				○			○			○				なし
徳島県	徳島県	3,111	特に定めていない		○												再会した旨の連絡をもらう	法定検査の案内は毎年送付する。引き続き休止する場合は、電話等でその旨の連絡を受ける。また、指定検査機関が定期的に休止状態を確認する。
	三好市	13	1年以上	○	○	○	○	○		○	○	○	○					休止届の連絡後、休止前保守点検と清掃を行った後に休止状態（何時でも再開ができる状態で休止）とするため、休止後は、特に維持場合は行っていない。
香川県	香川県	113	特に定めていない	○	○			○			○	○						休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	高松市	47	特に定めていない	○	○			○			○	○						休止する前に清掃し、水張りをするよう指導している。 休止中は、維持管理は不要。
	善通寺市	5	特に定めていない	○	○			○			○	○						必要に応じて浄化槽の清掃の実施を指導している。
愛媛県	久万高原町	2	1年以上	○							○						休止中に使用が認められた場合、清掃をしていただく。	最終清掃を行い、休止とする。
愛媛県	砥部町	481	特に定めていない	○	○		○	○			○			○	○			口頭により、休止前の清掃の指導及び、再開時の保守点検について指導を行っている。
	伊方町	2	特に定めていない	○	○			○			○	○						特になし
	愛南町	0	特に定めていない	○				○			○							休止前に清掃し、水を張った状態で休止する。清掃を除き、検査等は通常通り行う。

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理	
				(休止時)						(再開時)							
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他		
	鬼北町	1	特に定めていない	○				○			○				○		特になし
	上島町	0	特に定めていない	○							○						保守点検等も休止している
高知県	高知県	91	1年以上	○							○						清掃（全量抜き取り）後、水張りし、使用できないようにして、休止する。
	高知市	13	6ヶ月以上	○				○			○		○				使用を再開しようとするときは、あらかじめ浄化槽保守点検業者に連絡のうえ使用再開に係る保守点検を実施するとともに、浄化槽使用再開届を提出するよう指導。
高知県	宿毛市	1	特に定めていない	○							○						清掃（全量抜き取り）後、水張りし、使用できないようにして休止する。
	津野町	5	1年以上	○	○						○	○					休止期間中は、保守点検、法定検査、清掃は実施しない。
	安芸市	0	特に定めていない	○				○			○						槽内の清掃を行い、消毒後に漲水する。
福岡県	北九州市	4	特に定めていない	○							○						保守点検等は、しなくてもよい
	大牟田市	44	特に定めていない	○				○			○						保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除
	朝倉市	件数未把握	特に定めていない	○							○						特に維持管理はおこなっていない
	みやま市	14	特に定めていない	○	○			○			○	○					汚泥引抜き、水張りをし再開するまでは維持管理もしていない。
	小竹町	0	特に定めていない	○	○	○	○	○			○	○	○				維持管理はしない
	香春町	21	特に定めていない	○							○						半年に1回の点検
佐賀県	大木町	21	特に定めていない	○				○			○						定期的に浄化槽維持管理協会が浄化槽の状況を確認している
	唐津市	2	特に定めていない	○				○			○						汚泥の抜き取り、水張りを指導。使用再開時は、使用できるか槽の状態を確認するよう指導。休止届が提出されたことを月締めで把握している。法定検査、保守点検及び清掃については、特に指導等はしていない。
	みやき町	2	特に定めていない	○				○			○						休止時汚泥引き抜き、清掃を行い、水張りをし、休止時には維持管理はしない
	江北町	0	特に定めていない	○							○						届け出のみで、その後の維持管理等は行っていない。

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
長崎県	長崎県	155	1年以上	○				○					○		指定検査機関への法定検査依頼	法定検査、保守点検、清掃は免除
熊本県	人吉市	1	特に定めていない	○				○					○	○		浄化槽内部の清掃を行い、清水を満水の状態で静置。プロワーも停止。維持管理は無し。
	菊池市	2	特に定めていない	○	○			○								特に定めていない。
	宇土市	0	特に定めていない	○				○			○	○	○			休止前に清掃を実施してもらい、休止中は検査・保守点検・清掃を中断。
	美里町	19	特に定めていない	○				○						再開後、保守点検(2ヶ月/1回)・清掃(年/1回)で管理を行う。		休止中の維持管理は行わない。
	長洲町	0	特に定めていない	○							○					特になし
	南小国町	1	特に定めていない	○							○					休止後一度清掃をする、以後再開するまで法定検査、保守点検、清掃は行わない
	南阿蘇村	2	特に定めていない	○	○				○		○					特になし
	玉名市	0	1年以上	○	○						○	○				浄化槽管理者にお願いしている。
	苓北町	10	特に定めていない	○					○							清掃後、浄化槽へ水を張った状態での保管
大分県	大分県	75	特に定めていない	○				○								免除で運用しているが、規定はない。
	大分市	52	特に定めていない	○												休止
	中津市	12	1年以上	○				○			○	○	○			免除
	佐伯市	0	特に定めていない	○				○			○	○	○			維持管理を委託している業者に年1回の点検実施を依頼（市町村設置浄化槽）。
	豊後高田市	8	1年以上	○							○					維持管理不要
	宇佐市	16	特に定めていない	○				○			○					免除で運用しているが、規定はない。
	豊後大野市	18	特に定めていない	○							○					免除で運用しているが、規定はない。
	由布市	10	特に定めていない	○							○					なし
姫島村	0	特に定めていない	○							○					なし	
宮崎県	宮崎県	358	1年以上	○				○								休止扱いとなった浄化槽については、維持管理に対する指導対象から除

都道府県名	自治体名	休止届が出された件数（令和元年度）	休止の届出等を提出させる場合の使用しない期間の基準	使用の休止時及び再開時の手続及び措置等												休止の届出等が提出され休止状態となった場合の維持管理
				(休止時)						(再開時)						
				届出の提出（書類等）	休止の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	届出の提出（書類等）	再開の連絡（電話等）	水質検査の受検（指導含む）	保守点検の実施（指導含む）	清掃の実施（指導含む）	その他	
																外している。
	宮崎市	14	特に定めていない	○	○			○		○		○	○	○		全量清掃後、満水状態で維持。（清掃、保守点検なし）
	綾町	3	特に定めていない	○						○						休止・再開を維持管理者に連絡
鹿児島県	鹿児島県	1,754（再開届を含む）	1年以上	○				○		○						清掃後、清水にて維持
	日置市	79	1年以上	○						○						基本的に浄化槽の清掃を実施後に休止届を提出していただく。
	曾於市	38	特に定めていない	○	○					○	○					実施無
	長島町	14	特に定めていない	○				○		○						清掃後、清水にて維持
	中種子町	16	特に定めていない	○						○						浄化槽管理者による管理
	龍郷町	38	特に定めていない	○	○					○	○					維持管理者へ連絡後、点検及び清掃を実施して休止。
	三島村	2	特に定めていない	○						○						保守点検実施
	徳之島町	0	特に定めていない	○						○						清掃後清水にて維持
	鹿児島市	未集計	特に定めていない	○				○		○						休止期間が長くなる予定であれば清掃を行うよう指導をしている。休止の期間は保守点検、清掃、法定検査は行っていない。
沖縄県	沖縄県	1	特に定めていない	○						○						定めていない。

付表 4. 浄化槽台帳整備の各市町村別の搭載項目

都道府県名	市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況				台帳の管理媒体					法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定している市町村数 (令和2年7月末現在)
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新をしている市町村数	その他の精査手法による更新をしている市町村数	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	
北海道	173	158	160	146	102	89	106	153	8	105	13	94	14	62	153	9	2	2	10
青森県	24	17	11	10	8	7	9	3	6	14	5	7	2	6	17	5	5		2
岩手県	24	18	19	17	18	17	11	15	7	13	2	8	5	4	18	5	6		
宮城県	33	32	33	28	20	19	22	14	5	25	5	19	7	8	29	3	6	1	9
秋田県	15	15	14	15	4	2	8	7	1	11	2	4	2	6	13	2	1		4
山形県	35	35	32	35	20	20	18	14	4	28	6	19	8	3	35	1	1		9
福島県	58	58	56	57	21	17	49	44	22	35	4	33	18	8	15	46	3		24
茨城県	33	31	28	30	5	3	14	29	4	22	4	9	5	9	30	3	7		1
栃木県	22	21	18	20	2	2	7	18	1	13		4	2	2	19	2	1		12
群馬県	13	12	11	9	10	11	9	10	1	7	3	8	2	2	11	4	1		
埼玉県	55	53	49	53	24	31	30	17	5	36	10	26	16	9	35	26	8	7	4
千葉県	16	13	10	13	8	9	6	6	1	8	2	7	6	3	14	4	2	1	
東京都	36	20	16	24	7	22	11	7	7	10	2	9	7	8	30	2	2		3
神奈川県	11	7	7	7	4	4	7	4	2	8	3	7	5	3	9	2	1		
新潟県	19	16	18	16	7	5	14	10	1	11	4	14	2	7	15	5	3		
富山県	8	7	4	2	1	2	3	3	2	3		2	1	2	6	1			

都道府県名	市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況				台帳の管理媒体					法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定している市町村数 (令和2年7月末現在)
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新をしている市町村数	その他の精査手法による更新をしている市町村数	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	
石川県	8	6	4	2	3	4	2	3	3	4		2		2	6	1		1	2
福井県	5	4	4	3	1	1	3	2		5	1	3	1		4	1			
山梨県	23	20	13	18	6	5	8	6	1	9	1	9	1	3	20	2	2		1
長野県	60	60	56	57	38	29	31	48	7	37	9	36	4	19	60	6	13	1	
岐阜県	26	24	9	24	6	8	6	13	3	13		6	3	11	18	3	2		
静岡県	14	11	7	11	6	10	7	5	3	7	2	5	5	1	8	3	4	1	2
愛知県	22	15	6	11	8	13	9	2	1	14	1	9	3	5	16	5	2	1	4
三重県	17	15	10	10	7	7	9	8		9	1	7	1	2	12	5	3	1	1
滋賀県	19	19	9	19	7	9	13	8	1	16	4	7	4		17	2	1	2	7
京都府	26	25	21	25	20	20	22	18	2	20	1	8	3	3	25		2		1
大阪府	18	13	12	17	5	8	14	6	2	14	2	12	2	5	7	10	3	1	7
兵庫県	24	23	16	19	12	13	17	12	3	18	3	14	5	6	20	3			2
奈良県	12	8	8	8	4	5	4	8		6	3	8	2	4	11				3
和歌山県	30	30	30	30	15	15	23	30	6	17	2	13	7	4	29	2	3		6
鳥取県	18	16	15	15	16	15	16	16	3	17	4	13	5	2	17		1		7
島根県	14	10	12	10	4	5	6	8	1	6	3	10	2	4	9	3	6	1	1
岡山県	13	9	7	7	3	2	4	6	3	9		6	1	1	12	2	2		2
広島県	23	23	21	23	13	12	14	20	4	20	7	21	7	2	9	13	3		1

都道府県名	市町村が作成・管理する浄化槽台帳所有市町村数	台帳で管理している項目								台帳情報の精査状況				台帳の管理媒体					法改正に基づく浄化槽台帳の更新を予定している市町村数 (令和2年7月末現在)
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新をしている市町村数	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新をしている市町村数	その他の精査手法による更新をしている市町村数	紙	Microsoft Excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	
山口県	7	5	5	6			2	5	2	5	2	5	1		6	1			2
徳島県	11	9	8	2	2	2	5	1		7		3	2	3	10	1			
香川県	7	6	3	6	4	4	6	5	1	3	2	5			5	2	2		
愛媛県	12	10	11	10	7	6	6	9	1	6	2	6	2	4	6	8	4		1
高知県	15	12	9	9	9	9	9	9		5	2	7	3	3	12	4	5	2	2
福岡県	37	28	22	18	22	17	22	13	4	21	3	17	9	9	29	8	6		
佐賀県	16	15	15	14	8	7	6	15	3	12	3	7	5	4	14	2	2		1
長崎県	19	17	9	13	8	9	12	10	4	10	2	7	5	6	16	4	2		1
熊本県	4	4	4	3	4	4	2	2	3	2	2	2	1	2	4	1			
大分県	8	8	8	8	3	3	5	8	2	4	1	4	1	2	5	5	1	1	
宮崎県	21	13	4	3	5	5	12	2	2	7	4	6	5	5	15	4	3	2	1
鹿児島県	27	26	27	25	26	23	25	16		7	4	15	3	9	19	6	2	1	17
沖縄県	2	2	2	1	2	1	1	2		2		1			2				
合計	1,133	999	873	909	535	531	645	670	142	681	136	544	195	263	892	227	123	26	150

(注) 市町村設置型のみ台帳整備している場合を含む。

- 付表 3 法適用事業を実施する自治体の事業経過年数、浄化槽基数及び維持管理費に関する整理
- 付表 4 法非適用事業を実施する自治体の事業経過年数、浄化槽基数及び維持管理費に関する整理

付表 5. 法適用事業を実施する自治体の事業経過年数、浄化槽基数及び維持管理費に関する整理

事業（法適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円/m3）			維持管理費単価（千円／ 基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分（円/m3）			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維 持管理 費単価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維 持管理 費総額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
宮城県	仙台市	16	1153	1276	1430	423.21	492.68	565.2	82	92	117	94,167	117,372	166,795	69.47	72.52	141.99	10	25	35
広島県	広島市	12	229	406	585	502.46	454.97	476.68	46	51	64	10,641	20,686	37,177	-47.49	21.71	-25.78	4	13	17
青森県	十和田市	13	325	420	502	142.34	299.98	252.4	25	48	37	8,239	20,095	18,665	157.64	-47.58	110.06	22	-11	12
青森県	平川市	16	16	16	16	208.07	243.37	264.32	42	42	42	666	666	667	35.3	20.95	56.25	0	0	0
秋田県	秋田市	13	144	176	194	201.33	219.94	274.89	29	32	41	4,216	5,663	7,993	18.61	54.95	73.56	3	9	12
福島県	三春町	17	260	392	569	117.64	104.58	114.13	26	30	32	6,889	11,862	18,061	-13.06	9.55	-3.51	4	1	5
群馬県	太田市	14	255	356	429	372.21	372.77	327.46	72	72	64	18,307	25,499	27,630	0.56	-45.31	-44.75	-0	-7	-7
富山県	南砺市	12	32	31	31	167.08	362.9	662.53	8	15	61	262	464	1,899	195.82	299.63	495.45	7	46	53
石川県	宝達志水町	14	42	42	42	141.54	186.47	201.36	14	15	14	567	638	606	44.93	14.89	59.82	2	-1	1
長野県	長野市	25	654	805	903	397.25	381.09	405.79	34	29	31	22,138	23,192	28,341	-16.16	24.7	8.54	-5	3	-2
長野県	伊那市	23	490	490	482	277.43	317.68	311.71	36	38	30	17,846	18,649	14,453	40.25	-5.97	34.28	2	-8	-6
岡山県	美作市	14	194	176	175	308.58	309.43	349.11	41	55	57	8,041	9,762	10,053	0.85	39.68	40.53	14	2	16
佐賀県	有田町	17	823	1026	1209	274.77	251.85	305.09	72	67	70	59,520	69,225	84,179	-22.92	53.24	30.32	-5	2	-3
宮崎県	延岡市	14	84	-	85	184.14	227.48	251.78	41	-	54	3,466	4,229	4,606	43.34	24.3	67.64	-	-	13

付表 6. 法非適用事業を実施する自治体の事業経過年数、浄化槽基数及び維持管理費に関する整理

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円/m3）			維持管理費単価（千 円/基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
北海道	北斗市	13	47	100	149	190.93	200.86	175.89	28	40	38	1,334	3,954	5,606	9.93	-24.97	-15.04	11	-2	9
北海道	寿都町	15	136	161	180	627.49	642.19	728.7	104	108	120	14,175	17,366	21,552	14.7	86.51	101.21	4	12	16
北海道	黒松内町	14	113	113	111	242.35	238.16	307.81	65	62	75	7,301	7,031	8,285	-4.19	69.65	65.46	-2	12	10
北海道	妹背牛町	16	57	57	52	172.22	203.33	235.94	45	50	59	2,546	2,835	3,080	31.11	32.61	63.72	5	9	15
北海道	中川町	13	48	52	52	334.6	343.4	339.12	51	65	64	2,470	3,376	3,303	8.8	-4.28	4.52	13	-1	12
北海道	利尻町	16	29	29	30	442.83	522.2	549.87	95	92	94	2,750	2,681	2,828	79.37	27.67	107.04	-2	2	-1
北海道	壮瞥町	15	85	94	94	198.17	200.03	243.76	48	50	54	4,057	4,659	5,046	1.86	43.73	45.59	2	4	6
青森県	大鰐町	14	228	283	346	206.75	215.59	217.72	54	59	58	12,284	16,681	20,150	8.84	2.13	10.97	5	-1	4
岩手県	盛岡市	12	52	99	126	263.17	196.54	133.22	50	53	43	2,577	5,256	5,406	-66.63	-63.32	-129.95	4	-10	-7
岩手県	宮古市	13	378	720	1231	182.35	199.79	201.17	46	47	52	17,404	33,832	64,417	17.44	1.38	18.82	1	5	6
岩手県	花巻市	19	828	1049	1258	180.56	138.69	148.55	66	51	54	54,570	53,102	68,210	-41.87	9.86	-32.01	-15	4	-12
岩手県	一関市	18	1019	1150	835	190.77	177.45	206.07	55	49	74	55,689	55,862	61,512	-13.32	28.62	15.3	-6	25	19
岩手県	二戸市	19	324	360	403	231.99	229.62	208.41	64	63	49	20,727	22,578	19,597	-2.37	-21.21	-23.58	-1	-14	-15
岩手県	八幡平市	15	250	329	416	132.27	173.51	175.21	35	40	43	8,856	13,019	17,983	41.24	1.7	42.94	4	4	8
岩手県	奥州市	19	1741	2110	2514	307.17	309.89	290.96	84	84	76	146,027	177,041	190,844	2.72	-18.93	-16.21	0	-8	-8
岩手県	葛巻町	19	256	327	430	114.57	104.1	175.64	25	21	34	6,383	6,827	14,501	-10.47	71.54	61.07	-4	13	9

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
岩手県	岩手町	13	60	108	176	129.5	140.94	124.35	34	33	38	2,053	3,577	6,726	11.44	-16.59	-5.15	-1	5	4
岩手県	西和賀町	17	131	149	169	164.63	174.62	230.44	44	44	50	5,783	6,507	8,478	9.99	55.82	65.81	-0	6	6
岩手県	洋野町	19	238	267	272	70.93	70.5	153.43	37	37	36	8,803	9,815	9,742	-0.43	82.93	82.5	-0	-1	-1
岩手県	一戸町	17	109	162	231	128.12	147.46	146.99	25	27	32	2,731	4,328	7,475	19.34	-0.47	18.87	2	6	7
宮城県	石巻市	18	370	209	316	269.95	397.75	502.54	71	103	119	26,411	21,565	37,732	127.8	104.79	232.59	32	16	48
宮城県	登米市	18	661	1041	1558	297.04	241.75	361.11	77	59	87	50,613	61,615	136,195	-55.29	119.36	64.07	-17	28	11
宮城県	栗原市	21	1118	1619	2097	245.78	193.38	210.61	63	49	52	70,277	79,524	108,471	-52.4	17.23	-35.17	-14	3	-11
宮城県	大崎市	16	870	1790	2791	233.58	229.87	301.38	59	54	74	50,991	96,803	207,422	-3.71	71.51	67.8	-5	20	16
宮城県	大和町	14	311	337	372	250.51	242.64	286	75	70	82	23,363	23,583	30,611	-7.87	43.36	35.49	-5	12	7
宮城県	大郷町	15	125	212	274	456.05	340.39	282.16	219	164	144	27,434	34,685	39,469	-115.66	-58.23	-173.89	-56	-20	-75
宮城県	大衡村	14	283	307	362	147.73	158.8	132.14	82	87	71	23,090	26,627	25,716	11.07	-26.66	-15.59	5	-16	-11
宮城県	色麻町	15	105	105	105	163.76	173.96	172.01	51	57	51	5,401	5,967	5,366	10.2	-1.95	8.25	5	-6	-0
宮城県	加美町	15	418	523	654	147.94	149.11	181.34	43	45	51	17,975	23,392	33,293	1.17	32.23	33.4	2	6	8
秋田県	能代市	25	1220	1370	1590	174.96	187.58	220.16	44	51	56	54,219	69,792	88,643	12.62	32.58	45.2	7	5	11
秋田県	横手市	18	465	523	523	303.21	312.47	348.71	66	68	76	30,877	35,789	39,940	9.26	36.24	45.5	2	8	10
秋田県	大館市	22	337	336	334	241.67	253.92	280.2	60	60	60	20,340	20,161	20,182	12.25	26.28	38.53	-0	0	0
秋田県	湯沢市	21	1543	1543	1526	244.47	279.64	345.95	74	79	90	113,902	122,098	137,651	35.17	66.31	101.48	5	11	16
秋田県	由利本荘市	14	119	134	134	224.73	375.02	262.09	42	87	62	5,034	11,614	8,320	150.29	-112.93	37.36	44	-25	20

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
秋田県	潟上市	15	75	75	88	242.56	263.62	310.74	61	59	64	4,580	4,441	5,615	21.06	47.12	68.18	-2	5	3
秋田県	大仙市	20	396	390	390	174.31	142.68	139.94	48	39	37	18,824	15,228	14,378	-31.63	-2.74	-34.37	-8	-2	-11
秋田県	北秋田市	18	229	237	235	359.25	344.22	432.69	67	63	72	15,378	14,901	17,024	-15.03	88.47	73.44	-4	10	5
秋田県	仙北市	18	567	712	756	231.7	200.37	211.52	83	76	74	47,083	54,411	55,751	-31.33	11.15	-20.18	-7	-3	-9
秋田県	藤里町	17	145	145	141	208.79	252.17	334.43	52	63	80	7,575	9,149	11,287	43.38	82.26	125.64	11	17	28
秋田県	東成瀬村	19	615	632	659	153.29	155.44	152.85	67	68	67	41,403	43,119	44,243	2.15	-2.59	-0.44	1	-1	-0
山形県	上山市	16	159	159	210	182.56	179.45	180.82	49	44	41	7,769	6,943	8,646	-3.11	1.37	-1.74	-5	-2	-8
山形県	長井市	15	335	484	696	104.46	119.44	213.95	53	59	61	17,657	28,692	42,291	14.98	94.51	109.49	7	1	8
山形県	最上町	14	121	249	400	170	154.68	117.26	61	55	60	7,361	13,783	23,967	-15.32	-37.42	-52.74	-5	5	-1
山形県	大蔵村	16	198	219	244	197.41	214.38	240.21	66	64	66	12,983	13,928	16,045	16.97	25.83	42.8	-2	2	0
山形県	高島町	18	327	401	465	305.67	261.38	261.51	90	72	68	29,306	28,691	31,605	-44.29	0.13	-44.16	-18	-4	-22
山形県	白鷹町	11	60	166	259	195.33	316.37	281.48	40	72	70	2,377	11,941	18,020	121.04	-34.89	86.15	32	-2	30
山形県	飯豊町	16	215	250	283	171.82	218.46	228.55	53	60	58	11,427	15,054	16,288	46.64	10.09	56.73	7	-3	4
福島県	会津若松市	18	647	788	958	302.02	324.37	385.79	86	92	108	55,948	72,260	103,936	22.35	61.42	83.77	5	17	22
福島県	白河市	16	166	379	567	350.6	287.26	248.1	78	66	63	12,969	24,840	35,554	-63.34	-39.16	-102.5	-13	-3	-15
福島県	須賀川市	25	32	33	34	300.54	389.42	329.74	102	124	108	3,269	4,108	3,671	88.88	-59.68	29.2	22	-17	6
福島県	西会津町	16	214	271	327	475.89	464.85	581.89	82	78	91	17,516	21,046	29,812	-11.04	117.04	106	-4	14	9
福島県	磐梯町	16	35	35	35	346.58	1006.54	424.91	60	172	79	2,111	6,004	2,770	659.96	-581.63	78.33	111	-92	19

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維持 管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維持 管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
福島県	三島町	19	334	342	361	273.55	347.72	366.49	53	66	61	17,623	22,416	22,115	74.17	18.77	92.94	13	-4	8
福島県	金山町	18	250	322	461	546.31	565.3	631.77	103	101	95	25,848	32,533	43,578	18.99	66.47	85.46	-2	-7	-9
福島県	昭和村	15	45	45	45	344.46	447.73	504.11	62	75	76	2,794	3,378	3,427	103.27	56.38	159.65	13	1	14
福島県	会津美里町	16	60	89	89	165.86	170.53	203.51	54	46	57	3,243	4,108	5,051	4.67	32.98	37.65	-8	11	3
茨城県	日立市	17	256	279	279	234.27	274.27	317.17	50	50	52	12,728	13,865	14,494	40	42.9	82.9	-0	2	2
茨城県	常陸太田市	21	657	846	1051	167.46	146.82	153.78	36	30	29	23,654	25,723	30,702	-20.64	6.96	-13.68	-6	-1	-7
茨城県	常陸大宮市	19	487	487	487	110.77	119.07	145.59	49	53	65	24,015	25,816	31,565	8.3	26.52	34.82	4	12	16
茨城県	桜川市	14	235	380	500	140.6	144.54	192.32	38	40	52	8,981	15,247	25,896	3.94	47.78	51.72	2	12	14
茨城県	小美玉市	12	85	162	225	245.09	223.68	255.62	31	44	58	2,648	7,063	13,067	-21.41	31.94	10.53	12	14	27
茨城県	大子町	14	534	726	955	215.13	136.95	92.16	49	27	18	26,148	19,745	17,560	-78.18	-44.79	-122.97	-22	-9	-31
栃木県	鹿沼市	16	144	144	144	51.78	74.37	210.81	25	35	100	3,591	5,103	14,343	22.59	136.44	159.03	11	64	75
栃木県	大田原市	19	926	1258	1453	233.76	218.33	266.7	53	49	60	49,145	61,521	87,026	-15.43	48.37	32.94	-4	11	7
群馬県	渋川市	14	115	145	173	153.41	177.94	215.16	31	39	48	3,571	5,669	8,291	24.53	37.22	61.75	8	9	17
群馬県	藤岡市	20	168	191	208	80.32	99.2	111.39	65	45	49	10,931	8,509	10,265	18.88	12.19	31.07	-21	5	-16
群馬県	富岡市	13	421	861	1335	167.87	209.74	210.97	67	59	59	28,416	50,469	78,605	41.87	1.23	43.1	-9	0	-9
群馬県	上野村	21	241	275	396	97.92	104.24	140.71	40	38	37	9,555	10,338	14,774	6.32	36.47	42.79	-2	-0	-2
群馬県	神流町	24	329	362	403	319.35	356.4	410.48	73	70	72	23,872	25,237	29,208	37.05	54.08	91.13	-3	3	-0
群馬県	下仁田町	12	110	245	357	149.97	189.36	207.13	36	46	50	3,996	11,266	17,993	39.39	17.77	57.16	10	4	14

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
群馬県	南牧村	23	241	256	293	46.06	47.05	49.25	50	49	53	12,108	12,506	15,648	0.99	2.2	3.19	-1	5	3
群馬県	中之条町	21	134	153	152	178.24	183.35	222.69	49	45	51	6,539	6,941	7,785	5.11	39.34	44.45	-3	6	2
群馬県	長野原町	11	53	92	92	221.48	196.64	253.53	31	44	54	1,648	4,018	4,951	-24.84	56.89	32.05	13	10	23
群馬県	嬭恋村	16	178	233	293	176.35	191.72	203.17	45	47	48	7,987	10,929	14,189	15.37	11.45	26.82	2	2	4
群馬県	高山村	18	289	289	289	153.26	154.84	207.85	35	49	59	10,031	14,150	17,155	1.58	53.01	54.59	14	10	25
群馬県	東吾妻町	23	1146	1543	1709	227.37	187.53	229.43	48	42	47	55,189	64,684	81,063	-39.84	41.9	2.06	-6	6	-1
群馬県	昭和村	19	302	45	370	344.46	447.73	504.11	9	75	9	2,794	3,378	3,427	103.27	56.38	159.65	66	-66	0
埼玉県	秩父市	21	1118	1518	1942	59.69	80.44	56.46	14	19	14	15,599	29,095	26,462	20.75	-23.98	-3.23	5	-6	-0
埼玉県	鳩山町	13	92	151	207	64.65	68.79	97.37	30	32	44	2,756	4,866	9,155	4.14	28.58	32.72	2	12	14
埼玉県	ときがわ町	17	605	790	938	250.29	252.09	259.51	65	65	66	39,482	51,529	62,355	1.8	7.42	9.22	-0	1	1
埼玉県	小鹿野町	19	930	1135	1329	82.71	86.96	108.7	25	25	30	23,246	28,441	39,556	4.25	21.74	25.99	0	5	5
埼玉県	東秩父村	17	263	303	339	80.74	89.67	89.54	44	47	47	11,493	14,369	15,818	8.93	-0.13	8.8	4	-1	3
千葉県	睦沢町	18	163	243	291	97.4	94.96	91.27	39	34	36	6,388	8,276	10,350	-2.44	-3.69	-6.13	-5	2	-4
千葉県	長柄町	16	436	479	529	194.87	201.9	196.34	45	47	44	19,612	22,382	23,090	7.03	-5.56	1.47	2	-3	-1
東京都	八王子市	16	321	378	407	612.64	541.53	536.42	185	160	154	59,322	60,344	62,511	-71.11	-5.11	-76.22	-25	-6	-31
東京都	奥多摩町	16	153	172	177	271.24	211.03	141.2	107	121	90	16,329	20,829	15,891	-60.21	-69.83	-130.04	14	-31	-17
東京都	青ヶ島村	18	78	78	71	140.46	129.83	200.72	82	96	119	6,410	7,526	8,482	-10.63	70.89	60.26	14	23	37
東京都	小笠原村	16	49	48	51	293.61	344.92	217.06	105	150	94	5,147	7,196	4,805	51.31	-127.86	-76.55	45	-56	-11

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
新潟県	長岡市	23	326	328	324	222.03	233.87	211.78	69	72	65	22,340	23,645	21,135	11.84	-22.09	-10.25	4	-7	-3
新潟県	十日町市	14	254	359	444	290.53	342.71	380.09	70	73	75	17,896	26,123	33,086	52.18	37.38	89.56	2	2	4
新潟県	糸魚川市	20	556	680	855	199.14	228.56	174.95	49	52	41	27,332	35,276	35,394	29.42	-53.61	-24.19	3	-10	-8
新潟県	上越市	16	73	83	83	193.39	257.09	302.63	39	51	56	2,880	4,204	4,630	63.7	45.54	109.24	11	5	16
新潟県	南魚沼市	20	459	516	610	279.64	300.45	336.23	78	85	85	35,941	43,714	51,686	20.81	35.78	56.59	6	0	6
新潟県	出雲崎町	24	134	133	133	210.17	221.5	211.29	59	58	53	7,860	7,674	7,017	11.33	-10.21	1.12	-1	-5	-6
富山県	砺波市	18	160	160	160	120.89	160.43	282.17	24	31	50	3,872	4,976	7,923	39.54	121.74	161.28	7	18	25
石川県	七尾市	17	537	610	832	128.55	167.26	129.91	32	37	25	16,992	22,321	20,697	38.71	-37.35	1.36	5	-12	-7
石川県	輪島市	16	40	559	659	65.01	94.54	167.41	350	45	42	13,986	24,886	27,680	29.53	72.87	102.4	-305	-3	-308
石川県	珠洲市	15	354	506	647	173.17	179.61	150.16	31	32	30	11,066	16,083	19,366	6.44	-29.45	-23.01	1	-2	-1
石川県	志賀町	18	490	429	430	42.46	62.02	61.02	15	23	20	7,290	9,969	8,409	19.56	-1	18.56	8	-4	5
石川県	能登町	18	276	363	446	143.58	136.01	181.9	38	29	33	10,465	10,562	14,646	-7.57	45.89	38.32	-9	4	-5
福井県	福井市	19	248	250	251	344.07	380.06	457.74	88	75	82	21,868	18,793	20,579	35.99	77.68	113.67	-13	7	-6
福井県	越前市	17	415	415	415	74.05	149.27	184.35	33	57	64	13,731	23,771	26,390	75.22	35.08	110.3	24	6	31
山梨県	山梨市	24	590	618	656	122.54	258.57	318.48	31	62	67	18,495	38,153	43,650	136.03	59.91	195.94	30	5	35
山梨県	北杜市	17	69	99	99	160	216.89	281.36	38	33	49	2,618	3,305	4,851	56.89	64.47	121.36	-5	16	11
山梨県	甲斐市	12	104	158	200	166.63	196.66	200.92	47	46	49	4,910	7,205	9,793	30.03	4.26	34.29	-2	3	2
山梨県	甲州市	18	169	242	363	175.52	174.03	186.84	34	36	39	5,669	8,809	14,283	-1.49	12.81	11.32	3	3	6

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円/m3）			維持管理費単価（千 円/基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
山梨県	市川三郷町	17	100	102	107	126.72	167.36	258.19	34	41	57	3,372	4,223	6,117	40.64	90.83	131.47	8	16	23
山梨県	身延町	14	111	111	111	91.21	263.8	329.71	23	62	78	2,565	6,838	8,652	172.59	65.91	238.5	38	16	55
長野県	松本市	25	1073	1061	1044	215.6	251.8	296.8	46	48	52	49,707	50,492	54,209	36.2	45	81.2	1	4	6
長野県	飯山市	13	35	35	35	191.6	301.18	236.27	38	63	46	1,323	2,201	1,613	109.58	-64.91	44.67	25	-17	8
長野県	南木曾町	20	555	641	715	192.08	211.76	239.93	53	56	59	29,262	35,659	42,102	19.68	28.17	47.85	3	3	6
長野県	木祖村	17	173	179	183	260.87	247.9	229.91	64	61	55	11,005	10,897	9,984	-12.97	-17.99	-30.96	-3	-6	-9
長野県	木曾町	16	66	71	71	236.84	210.94	284.68	100	76	91	6,584	5,396	6,467	-25.9	73.74	47.84	-24	15	-9
長野県	麻績村	22	162	168	168	210.61	261.81	320.49	36	41	48	5,766	6,870	8,070	51.2	58.68	109.88	5	7	12
長野県	生坂村	22	161	161	163	158.96	162.79	163.38	35	36	36	5,643	5,779	5,800	3.83	0.59	4.42	1	-0	1
長野県	筑北村	23	553	570	593	285.81	282.51	243.82	58	54	45	32,324	30,612	26,580	-3.3	-38.69	-41.99	-5	-9	-14
長野県	栄村	24	468	493	520	163.83	177.96	187.37	40	44	42	18,896	21,565	21,611	14.13	9.41	23.54	3	-2	1
岐阜県	郡上市	25	786	877	920	288.26	336.77	302.7	77	75	80	60,140	66,198	73,320	48.51	-34.07	14.44	-1	4	3
岐阜県	掛斐川町	14	119	178	242	134.67	144.51	166.28	70	75	86	8,356	13,364	20,817	9.84	21.77	31.61	5	11	16
静岡県	掛川市	15	678	1256	1702	162.02	233.04	303.82	49	47	73	33,007	59,018	124,136	71.02	70.78	141.8	-2	26	24
三重県	松阪市	24	1691	1864	2010	219.1	217.03	222.95	67	64	65	112,646	120,125	130,949	-2.07	5.92	3.85	-2	1	-1
三重県	名張市	12	86	86	112	320.45	317	391.86	52	72	78	4,445	6,186	8,742	-3.45	74.86	71.41	20	6	26
三重県	多気町	16	461	553	633	227.01	272.04	339.43	89	104	126	41,234	57,782	80,033	45.03	67.39	112.42	15	22	37
三重県	大台町	21	744	883	1027	324.32	305.8	456.65	76	76	91	56,679	66,702	93,906	-18.52	150.85	132.33	-1	16	15

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円/m3）			維持管理費単価（千 円/基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
三重県	南伊勢町	19	258	307	352	215.64	225.6	262.02	55	58	63	14,083	17,664	22,104	9.96	36.42	46.38	3	5	8
三重県	紀宝町	12	247	513	786	91.98	105.03	123.94	70	66	78	17,276	33,734	61,339	13.05	18.91	31.96	-4	12	8
京都府	舞鶴市	15	426	670	732	350.18	377.53	326.93	68	76	82	28,963	51,123	59,814	27.35	-50.6	-23.25	8	5	14
京都府	綾部市	17	2128	2329	2473	380.61	408.95	394.77	78	78	88	165,192	181,976	218,666	28.34	-14.18	14.16	1	10	11
京都府	京丹後市	17	697	1067	1398	297.56	402.39	422.95	64	96	100	44,774	102,895	139,815	104.83	20.56	125.39	32	4	36
京都府	京丹波町	17	1109	1306	1365	267.66	328.28	357.71	79	75	79	87,155	98,253	107,530	60.62	29.43	90.05	-3	4	0
奈良県	黒滝村	22	322	328	336	115.42	452.23	553.95	81	101	111	26,119	33,239	37,197	336.81	101.72	438.53	20	9	30
奈良県	天川村	19	237	257	278	235.35	298.05	328.25	54	61	62	12,893	15,594	17,265	62.7	30.2	92.9	6	1	8
和歌山県	田辺市	13	71	71	71	192.71	249.81	265.88	43	57	62	3,030	4,034	4,391	57.1	16.07	73.17	14	5	19
和歌山県	高野町	18	93	93	94	386.79	337.42	373.75	76	66	73	7,059	6,158	6,821	-49.37	36.33	-13.04	-10	6	-3
和歌山県	有田川町	16	73	73	81	191.99	338.44	217.92	53	80	54	3,895	5,806	4,380	146.45	-120.52	25.93	26	-25	1
和歌山県	日高町	18	687	686	685	238.26	253.43	268.21	66	70	75	45,340	47,878	51,282	15.17	14.78	29.95	4	5	9
鳥取県	北栄町	14	48	48	48	184.13	256.93	254.4	59	76	77	2,845	3,654	3,682	72.8	-2.53	70.27	17	1	17
鳥取県	南部町	20	595	609	636	133.66	167.48	188.87	31	39	50	18,587	23,801	31,660	33.82	21.39	55.21	8	11	19
鳥取県	伯耆町	20	223	231	235	160.1	257.55	326.52	31	47	57	6,950	10,886	13,372	97.45	68.97	166.42	16	10	26
鳥取県	日南町	23	799	824	840	150.55	154.71	174.38	33	31	46	26,135	25,920	38,463	4.16	19.67	23.83	-1	14	13
島根県	浜田市	15	383	465	520	316.04	317.05	374.05	62	66	75	23,648	30,841	38,816	1.01	57	58.01	5	8	13
島根県	出雲市	17	810	928	1110	257.14	263.27	264.79	83	73	70	67,177	67,440	78,202	6.13	1.52	7.65	-10	-2	-12

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
島根県	大田市	17	265	401	656	314.36	294.73	301.02	67	69	69	17,853	27,801	45,541	-19.63	6.29	-13.34	2	0	2
島根県	安来市	17	561	710	856	267.51	282.36	315.14	107	80	78	59,867	57,107	66,920	14.85	32.78	47.63	-26	-2	-29
島根県	雲南市	22	2688	2395	2713	219.56	231.07	272.77	61	73	79	163,799	175,672	214,189	11.51	41.7	53.21	12	6	18
島根県	奥出雲町	17	993	1095	1198	216.03	235.45	314.45	49	51	64	48,373	55,412	76,719	19.42	79	98.42	2	13	15
島根県	飯南町	21	429	489	492	267.4	282.68	250	58	60	60	24,791	29,405	29,455	15.28	-32.68	-17.4	2	-0	2
島根県	美郷町	18	256	348	370	370.24	392.18	327.24	69	64	67	17,540	22,307	24,877	21.94	-64.94	-43	-4	3	-1
島根県	邑南町	22	806	822	944	296.14	321.37	357.42	52	59	57	41,961	48,488	53,947	25.23	36.05	61.28	7	-2	5
島根県	海士町	18	216	226	231	601.91	463.87	628.32	69	69	80	14,816	15,627	18,496	-138.04	164.45	26.41	1	11	11
島根県	西ノ島町	17	32	32	32	176.13	292.5	241.39	33	51	52	1,055	1,633	1,654	116.37	-51.11	65.26	18	1	19
島根県	隠岐の島町	17	115	135	135	317.05	263.95	417.57	62	52	75	7,101	7,025	10,184	-53.1	153.62	100.52	-10	23	14
岡山県	高梁市	16	177	177	177	98.71	96.06	102.09	43	42	45	7,638	7,433	7,900	-2.65	6.03	3.38	-1	3	1
岡山県	新見市	22	1286	1387	1499	202.55	205.81	223.54	48	49	52	62,228	67,907	77,660	3.26	17.73	20.99	1	3	3
岡山県	真庭市	18	721	838	517	135.65	125.03	165.09	68	65	85	49,095	54,608	43,872	-10.62	40.06	29.44	-3	20	17
岡山県	新庄村	16	38	38	38	169.18	248.68	249	61	68	67	2,332	2,573	2,553	79.5	0.32	79.82	6	-1	6
岡山県	奈義町	13	171	202	233	211.85	212.22	248.23	44	44	53	7,570	8,954	12,237	0.37	36.01	36.38	0	8	8
広島県	三原市	18	407	450	491	298.49	252.32	281	152	127	143	62,057	57,157	70,293	-46.17	28.68	-17.49	-25	16	-9
広島県	三次市	19	355	369	395	131.21	145.23	180.16	65	74	87	22,988	27,480	34,406	14.02	34.93	48.95	10	13	22
広島県	庄原市	16	912	1292	1542	324.4	329.48	413.91	69	72	89	62,642	93,668	137,455	5.08	84.43	89.51	4	17	20

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
広島県	東広島市	21	129	127	124	309.78	348.35	411.04	74	75	80	9,498	9,536	9,902	38.57	62.69	101.26	1	5	6
広島県	安芸高田市	20	2261	2714	3100	214.42	253.99	309.54	67	68	73	152,532	185,598	227,545	39.57	55.55	95.12	1	5	6
山口県	萩市	16	264	276	281	574.41	550.56	644.09	113	106	112	29,737	29,391	31,463	-23.85	93.53	69.68	-6	5	-1
山口県	岩国市	19	391	426	454	400.54	391.83	437.66	81	82	90	31,478	34,742	40,644	-8.71	45.83	37.12	1	8	9
徳島県	三好市	16	431	546	865	213.36	279.64	191.54	42	50	61	18,239	27,334	52,877	66.28	-88.1	-21.82	8	11	19
香川県	三豊市	25	1997	2033	2006	279.96	292.94	317.35	72	75	81	142,857	152,150	162,628	12.98	24.41	37.39	3	6	10
香川県	まんのう町	23	786	786	457	224.16	297.15	218.94	38	51	67	30,146	39,962	30,607	72.99	-78.21	-5.22	12	16	29
愛媛県	今治市	15	44	44	43	806.07	765.52	913.05	98	85	89	4,330	3,725	3,814	-40.55	147.53	106.98	-14	4	-10
愛媛県	八幡浜市	19	671	793	863	150	143.86	126.2	69	65	57	45,991	51,826	49,289	-6.14	-17.66	-23.8	-3	-8	-11
愛媛県	伊予市	21	228	280	326	416.18	339.54	428.37	112	91	89	25,542	25,426	29,107	-76.64	88.83	12.19	-21	-2	-23
愛媛県	西予市	13	21	21	21	69.94	78.69	124.83	33	39	58	686	814	1,212	8.75	46.14	54.89	6	19	25
愛媛県	上島町	18	158	160	189	439.24	442.66	441.97	89	124	134	14,028	19,813	25,257	3.42	-0.69	2.73	35	10	45
愛媛県	久万高原町	17	341	386	419	315.92	328.87	350.05	58	56	60	19,806	21,571	25,229	12.95	21.18	34.13	-2	4	2
愛媛県	伊方町	16	181	227	266	693.23	423.98	328.91	73	67	55	13,190	15,153	14,696	-269.25	-95.07	-364.32	-6	-12	-18
愛媛県	鬼北町	17	385	452	537	79.03	80.49	91.27	37	37	42	14,382	16,911	22,300	1.46	10.78	12.24	0	4	4
高知県	土佐町	23	153	157	217	25.34	21.71	260.82	6	6	65	877	922	14,058	-3.63	239.11	235.48	0	59	59
高知県	津野町	25	540	651	746	121.4	130.76	140.47	33	35	36	17,981	22,900	26,886	9.36	9.71	19.07	2	1	3
福岡県	久留米市	19	898	989	1050	201.82	191.64	204.31	112	107	115	100,845	105,391	120,262	-10.18	12.67	2.49	-6	8	2

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
福岡県	うきは市	17	264	302	337	304.61	289.2	338.79	93	87	101	24,549	26,284	33,987	-15.41	49.59	34.18	-6	14	8
福岡県	みやま市	17	1981	2491	3037	340.93	312.94	325.91	75	69	71	147,747	170,718	216,765	-27.99	12.97	-15.02	-6	3	-3
福岡県	香春町	16	1699	1969	2130	157.78	158.54	150.72	55	56	57	94,268	111,062	121,234	0.76	-7.82	-7.06	1	1	1
佐賀県	唐津市	17	1170	1532	1825	372.17	405.75	439.19	107	117	124	125,621	178,648	225,420	33.58	33.44	67.02	9	7	16
佐賀県	神埼市	17	1439	1799	2123	197.39	174.79	216.96	57	60	80	82,462	107,981	169,687	-22.6	42.17	19.57	3	20	23
佐賀県	江北町	11	52	88	92	453.24	308.16	315.84	39	61	71	2,050	5,355	6,492	-145.08	7.68	-137.4	21	10	31
長崎県	諫早市	16	97	97	97	221.99	222.85	683.46	53	52	159	5,142	5,012	15,438	0.86	460.61	461.47	-1	107	106
長崎県	西海市	17	473	492	491	319.28	309.46	425.99	75	71	90	35,540	34,694	43,957	-9.82	116.53	106.71	-5	19	14
長崎県	雲仙市	15	119	162	177	142.65	154.37	179.13	39	43	54	4,632	6,951	9,601	11.72	24.76	36.48	4	11	15
長崎県	時津町	16	138	154	166	291.12	299.12	492.28	107	104	157	14,807	16,010	26,067	8	193.16	201.16	-3	53	50
長崎県	小値賀町	15	26	26	27	222.7	493.09	504.65	32	62	92	822	1,606	2,497	270.39	11.56	281.95	30	31	61
熊本県	八代市	19	402	420	427	420.62	494.12	542.09	97	102	101	38,890	42,816	43,174	73.5	47.97	121.47	5	-1	4
熊本県	玉名市	15	82	128	164	396.08	408.61	380.2	148	99	90	12,142	12,694	14,682	12.53	-28.41	-15.88	-49	-10	-59
熊本県	菊池市	17	472	641	1217	198.62	241.25	313.78	55	65	66	26,026	41,898	80,858	42.63	72.53	115.16	10	1	11
熊本県	天草市	21	1155	1238	1293	351.58	316.75	377.67	70	59	64	80,621	73,623	82,269	-34.83	60.92	26.09	-10	4	-6
熊本県	美里町	17	1322	1464	1622	249.4	255.54	275.71	60	59	60	79,834	86,556	97,550	6.14	20.17	26.31	-1	1	-0
熊本県	南関町	17	361	484	609	143.37	157.22	187.9	68	64	63	24,543	30,874	38,543	13.85	30.68	44.53	-4	-1	-5
熊本県	和水町	18	388	476	620	246.18	274.64	313.42	61	63	60	23,722	29,973	36,951	28.46	38.78	67.24	2	-3	-2

事業（法非適用）		事業 経過年数	浄化槽基数			維持管理費単価（円／m3）			維持管理費単価（千 円／基）			維持管理費総額（千円）			維持管理費単価差分			維持管理費単価差分（円/基）		
			H22 基数	H25 基数	H29 基数	H22 維 持管理 費単価	H25 維持 管理費単 価	H29 維 持管理 費単価	H22	H25	H29	H22 維持 管理費総 額	H25 維持 管理費総 額	H29 維持 管理費総 額	H22-H25	H25-H29	H22- H29	H22-H25	H25-H29	H22- H29
熊本県	南小国町	19	136	144	155	126.61	129.87	134.51	59	62	65	8,078	8,874	10,035	3.26	4.64	7.9	2	3	5
熊本県	小国町	17	56	65	65	316.32	378.33	386.27	60	59	61	3,353	3,859	3,940	62.01	7.94	69.95	-1	1	1
熊本県	南阿蘇村	17	376	405	435	238.24	242.08	236.76	113	119	111	42,522	48,332	48,152	3.84	-5.32	-1.48	6	-9	-2
熊本県	芦北町	25	614	614	614	175.97	223.11	239.97	60	63	66	36,888	38,600	40,448	47.14	16.86	64	3	3	6
熊本県	苓北町	22	386	398	410	187.74	175.57	191.12	80	67	75	30,733	26,713	30,705	-12.17	15.55	3.38	-13	8	-5
大分県	佐伯市	19	292	321	354	91.54	96.07	183.13	120	116	109	35,143	37,170	38,627	4.53	87.06	91.59	-5	-7	-11
大分県	臼杵市	16	157	157	153	187.99	185.82	213.84	38	40	46	6,040	6,221	7,094	-2.17	28.02	25.85	1	7	8
大分県	竹田市	16	758	962	1228	264.55	314.66	396.31	64	61	62	48,859	59,125	75,612	50.11	81.65	131.76	-3	0	-3
大分県	豊後大野市	18	230	229	660	857.21	922.18	326.88	159	164	56	36,607	37,564	37,249	64.97	-595.3	-530.33	5	-108	-103
大分県	国東市	15	43	43	43	78.52	82.88	108.24	27	30	34	1,175	1,297	1,470	4.36	25.36	29.72	3	4	7
宮崎県	宮崎市	15	398	863	1349	136.66	176.58	204.89	29	38	42	11,484	32,742	56,810	39.92	28.31	68.23	9	4	13
宮崎県	綾町	13	92	153	231	128.02	134.47	185.32	31	32	57	2,888	4,865	13,122	6.45	50.85	57.3	0	25	25
鹿児島県	薩摩川内市	17	203	203	189	252.85	283.53	318.84	45	47	53	9,219	9,514	10,088	30.68	35.31	65.99	1	7	8
鹿児島県	曾於市	18	678	855	1007	198.7	264.11	263.23	50	46	47	33,912	39,226	47,292	65.41	-0.88	64.53	-4	1	-3
鹿児島県	三島村	15	252	252	252	318.78	301.6	333.51	116	110	122	29,321	27,741	30,676	-17.18	31.91	14.73	-6	12	5
鹿児島県	長島町	17	646	619	607	242.83	194.52	216.07	43	56	56	27,969	34,371	34,118	-48.31	21.55	-26.76	12	1	13
鹿児島県	龍郷町	22	793	944	1117	109.16	112.38	100.52	61	60	53	48,608	56,564	59,081	3.22	-11.86	-8.64	-1	-7	-8
鹿児島県	知名町	15	100	134	164	225.41	203.16	211.98	28	29	35	2,780	3,910	5,799	-22.25	8.82	-13.43	1	6	8

令和2年度浄化槽整備事業の進捗状況評価に関する調査検討業務
報告書

令和3年3月

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 浄化槽推進室

エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。